泉屋叢考

第八輯

泉屋叢考

第八輯

二　近世前期の銅貿易株と住友

附録　銅貿易株關係資料

近世前期の銅貿易株と住友

年々帳無番並に銅吹屋仲間由緒書

年々帳　無番　（縦九寸二分五厘　横六寸三分）

無番及び壹番から拾六番までの拾七册。壹番以下には、寶永四年より明治十一年に至る公私の願・届・覺書等を逐年書き留めたものであり、無番は趣きを異にして延寶三年より元祿九年に亙る銅屋銅吹に關する諸記錄を集めたものである。尙、二番以下は「年々諸用留」と改題されてゐる。

銅吹屋仲間由緒書　（縦九寸　横六寸七分）

寶曆十年銅吹屋の大坂屋・丸銅屋に於いて、舊記により銅業の由緒を年代順に整理したもので、寶曆以後の記事を附記して、寛永より寛政年度に亙つてゐる。尙、本書は文政三年に住友が寫したものである。

年々帳無番記事

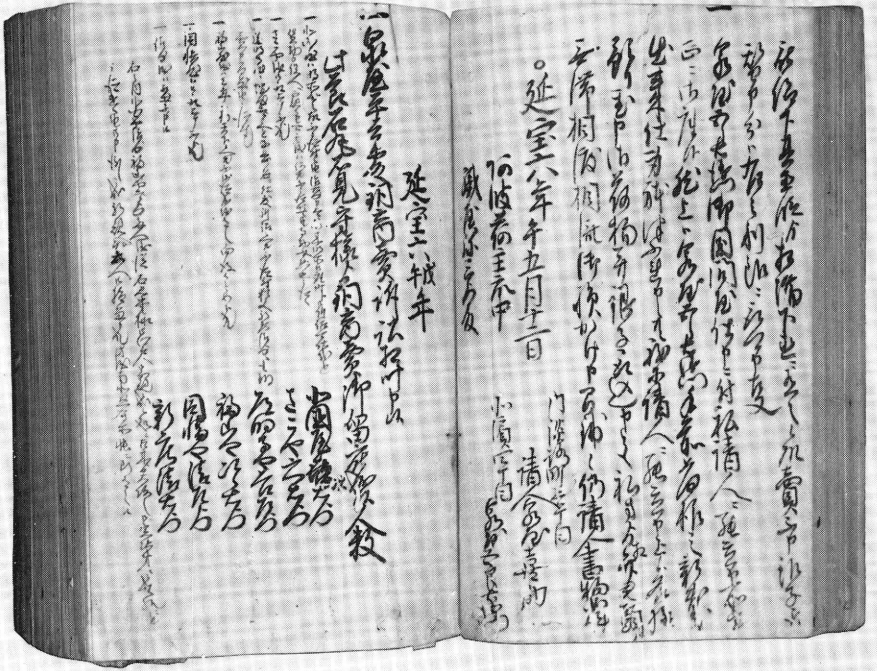

延寶六年の銅貿易株限定關係記事である。詳細は本文及び附錄參照。

銅異國賣覺帳

銅異國賣覺帳

（縱三寸一分　横六寸八分）

主として寛文年間より元祿に亙る銅貿易を中心とした長崎貿易に關する記錄を集めたものである。

本文及び附錄參照。

近世前期の銅貿易株と住友　目次

一　序　言……一
二　銅貿易商の發生……二
三　寛永年間の銅貿易禁止時期……七
四　寛永の銅貿易特許商二十三人説の虚妄……一七
五　寛文延寳年間の銅貿易特許商の増加……三
六　銅貿易名代數の限定……四〇
七　銅座の設置及び廢止と銅貿易株……五三
八　結　語……五八

一　序　言

日本の銅が海外へ輸出されるやうになつたのは中世以來のことであるが、近世に入つてからはその量が著しく增加して、遂に輸出品中の最も主要なものとなり、從つてまたこの間貿易銅を取扱ふ多數の專門業者を生じ、銅の貿易は本邦貿易史上特殊な重要性を有つことゝなつた。

ところが、この銅貿易に就いては、その初期の部分に關する史料が充分でない爲め、從來これを委しく具體的に記述したものは殆んど見當らない。偶〻これを說くものがあれば、それは多く直接か間接かに住友の家史「垂裕明鑑」に據るのであるが、この書は史料の蒐集と考究とが共に充分でないため、記述正鵠を失した點が多く、從つてこれに依據した諸書の記述も勢ひ誤謬を免れないのである。

そこでこゝには改めて「垂裕明鑑」の原史料たる「銅吹屋仲間由緒書」、「銅異國賣覺帳」其の他を檢討し、これに他の關係史料を併せ考へつゝ、先づ銅貿易株の成立から考へて見たいと思ふ。尤も株といふ用語は後のもので古くはこれを名代と稱してゐた。

二　銅貿易商の發生

さて、「垂裕明鑑」が多く依據した「銅吹屋仲間由緒書」と題する古記①を見ると、開巻劈頭近世銅貿易商の起源に就いて、次のやうに記してゐる。

一慶長之末元和年中於大坂泉屋吉左衞門大坂屋久左衞門大塚屋甚右衞門丸銅屋仁兵衞此外銅商賣人追々致出來、異國人筑前博多肥前平戸豊後府内薩摩坊之津周防山口に着船之節ゟ、異國人に銅直商賣致來候事

しかしこれはそのまゝには受けとれない。何故なら慶長末元和年中には未だ銅貿易商としての泉屋吉左衞門も大坂屋久左衞門も大塚屋甚右衞門も丸銅屋仁兵衞もゐなかつたからである。

先づ第一に泉屋の當主が吉左衞門と稱したのは三代の友信からで、友信が家督を相續したのは實に寛文二年（西暦一六六二年）であり、先代は理兵衞、又先々代は理右衞門と言つたから、慶長元和頃には泉屋吉左衞門なるものはゐなかつたのである。尤もこの泉屋吉左衞門が理右衞門を指してゐることは、前掲の記述の但書に、泉屋吉左衞門が天正十九年に京都で銅商を開業し、南蠻吹を傳習して、始めて銅から銀を絞り取ることを始めたと言つてゐることによつて知られるが、このやう

に理右衛門を吉左衛門と記して平然たるところは、泉屋の當主の通稱が吉左衛門と固定するやうになつた餘程後からの記述であることを意味するから、この點だけからでも、この記述の取扱には愼重を要するものゝあることが知られる。

ところが、今更に貞享五年（元祿元年、西暦一六八八年）五月に調製された「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」②といふものを見ると、泉屋吉左衛門・大坂屋久左衛門・大塚屋甚右衛門・丸銅屋仁兵衛に就いてそれぞれ次のやうな註記がある。

平戸ニ唐人阿蘭陀入船之時ゟ

泉屋吉左衛門

是ハ寛永八九年之時分ゟ銅商賣ニ取付

大坂屋久左衛門

延宝元丑ノ年ゟ初テ長崎德岡與次兵衛方ヘ送リ荷致延宝六午ノ年ゟ自分之名代ニ罷成

大塚屋甚右衛門

延宝二寅ノ年初テ長崎松浦平八方ヘ送リ荷致延宝六午ノ年ゟ自分之名代ニ罷成

丸銅屋仁兵衛

この註記のうち泉屋の註記は問題ないが、大坂屋が寛永八九年頃より、大塚屋や丸銅屋が延寶

元年或は同二年といふのはどうしたことか、これについて尚正徳四年（西暦一七一四年）の「銅屋共家業相勤候年數之覺」③といふものを見ると、次のやうに註記してゐる。

泉屋吉左衛門

先祖京都五條ニ而銅商賣仕初候此年數百三拾年ニ茂罷成候由其後御當地へ罷下り異國渡り之銅ふきや商賣仕候ハ凡九拾年餘ニ及申候

大坂屋久左衛門

先祖ゟ銅商賣仕寳永（寛ノ誤）拾五刁之年異國渡り之銅御免許其節ゟ異國渡り之銅吹屋商賣仕來候凡八拾年餘ニ罷成候

大塚屋甚右衛門

先祖ゟ銅吹屋仕異國渡り之銅商賣仕候年數凡八拾年餘ニ罷成申候

丸銅屋治郎兵衛

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄八拾年餘ニ罷成候

これでも泉屋だけはまづまづ問題ないが、大坂屋が開業後八十年餘になるといふことは、恰も前の貞享五年の覺書に寛永八九年頃よりといふのとそれほど大差はなく、それ以前には遡らない

ことが知られる。次に大塚屋も開業以來八十年とあることは、一見前の「十六人之年來之覺」に延寶元年の開業とあるのと一致しないやうであるが、「十六人之年來之覺」はその題名のやうに銅異國賣即ち銅貿易商としてのものであるに對し、後の「銅屋共年數之覺」は幕府の貨幣改鑄の際銅吹屋仲間より提出した銅吹屋としてのもので、現に大塚屋の次に記された前記丸銅屋仁兵衛弟筋の丸銅屋治郎兵衛④以下の小吹屋に就いては、單に銅吹屋のことだけで、銅貿易に關することには少しも觸れてゐない。從つて大塚屋の場合は前々者と異なり「先祖ゟ銅吹屋仕」と出してゐることからも知られるやうに正確には銅吹屋の開業が八十餘年以前で、銅貿易の開始はそれから約四十年後の延寶元年（西暦一六七三年）であるのを便宜簡單に右のやうな註記をしたものと解すべきであらう。兎に角大塚屋の銅貿易開始が延寶元年であることは別に延寶二三年頃の記錄である「子丑兩年（寛文十二年延寶元年）銅屋中ゟ長崎へ銅下し高及び寅年（延寶二年）下し銅高之覺」⑤によつても確かめられる。さうすると、大坂屋以下が慶長の末元和年中に開業したといふことは當然否定されねばならない。又泉屋にしても、理右衛門は京都に在住して未だ大阪へは出なかつたのであり、その長子理兵衛の下阪が漸く元和九年（西暦一六二三年）であつたのであるから、⑥嚴密な意味ではこれも「慶長之末元和年中於大坂」などゝは大言出來ないことにならう。かういふ點より考へると、この「銅吹屋仲間由

緒書」の銅貿易商起原説は、簡單に從へないわけである。

註

① 本書には次の奥書がある。

右仲間由緒書者舊記紬調之上
此壹册成後世之要備者也
但正德以來者仲間銅會所被仰付
有之故年々公用帳可見者也
于時寶曆十三未歳　大阪屋久左衞門
九月吉辰成　智清
丸銅屋次郎兵衞
正德

尙本書の裏表紙に

文政三庚辰年七月寫之
住友氏

とあることより、これは文政三年に住友が寫したものであることが知られる。

② 「年々帳無番」及び「銅異國寶覺帳」。

③ 年々諸用留二番。

④ 「銅吹屋仲間由緒書」の正德二年の「銅吹屋拾七人之名前」には丸銅屋次郎兵衞に就いて「古來銅吹屋丸銅屋仁兵衞弟」と註記がある。尤もこれには續いて「正保元年申十一月ゟ日本用銅小吹屋」とも記されてゐて創業の年代は「銅屋共家業相勤候年數之覺」と多少相違し、かうした後世からの由緒書の不確實さを示してゐる。或は又後者の年數は當時廢業してゐた兄筋の仁兵衞の年數をとつたものかも知れない。

尙、丸銅屋次郎兵衞は延寶三年阿形宗智等が長崎下銅を掌握しようと計つたとき加擔した。（「尙」以下小葉田補註）

⑤ 註②に同じ。

⑥ 理兵衞友以使用の算盤の箱書に元和九亥年十七歳ニ而御下向云云とか、

慶長十二年未御誕生十七歳之節京都ゟ御下向淡路
良入公　町一丁目角屋敷ニ住宅　五十六歳
寛文二寅年御往生

とあることより知られる。

三　寛永年間の銅貿易禁止時期

次にこの由緒書には、寛永四年異國商賣に紛らはしき筋があるとの理由で、銅も輸出を禁ぜられ、その爲め銅貿易業者は勿論銅山師以下銅山關係者一同が渡世に窮したので、銅貿易業者達が解禁歎願に江戸へ下り、十二年間も運動した結果、同十五年になつて聽き屆けられ、この時京都・大阪・堺・紀州・豊後・長崎の六箇所の銅屋二十三人へ異國直賣銅屋株を免許になつたと言ひ、「古來銅屋株御免之名前」として二十二人の名を掲げてゐる。即ち左の通りである。

一寛永四丁卯年、是ゟ先キ異國商賣紛敷筋有之由ニ而銅之儀も同年始而御禁止被仰出、銅屋者不及申諸國銅山師堀子吹大工幷炭燒諸働人夫其外人馬運送之渡世相止各及渇命候ニ付、銅屋共身命を抛、江戸表ニ拾貳年之間相詰、異國ニ銅賣渡之儀御願申上候處、御聞屆被成下、同拾五戊寅年於　御評定所ニ御老中阿部豊後守様松平伊豆守様御吟味之上、胡亂成者者御除被遊、京・大坂・堺・紀州・豊後・長崎於六ヶ所ニ銅屋貳拾三人ニ異國直賣銅屋株御免被成下候事

古來銅屋株御免之名前

大坂	泉屋吉左衛門
同	大坂屋久左衛門
同	大塚屋甚右衛門
同	丸銅屋仁兵衛
同	泉屋平八
同	泉屋平兵衛
同	泉屋與九郎
同	濱田屋吉兵衛
同	平野屋平兵衛
同	塩屋八兵衛
同	銅屋善三郎
同	塚口屋長左衛門
京都	布袋屋嘉兵衛
同	山形屋彌右衛門

堺　錢屋作右衛門
同　帶屋六兵衛
同　糸屋治兵衛
同　海部屋平右衛門
同　粋屋徳右衛門（ママ）
紀州和歌山　熊野屋彦三郎
豊後　増田屋傳兵衛
長崎　刀屋八郎兵衛

このことは元祿七年（西暦一六九四年）七月十日附の銅屋訴狀①にも同様な記述が見られるのであるが、しかし、これがまた問題である。といふのは、先づ第一に寛永四年（西暦一六二七年）から同十五年迄銅貿易が禁止されたといふことは、簡單に首肯出來ない理由があるからである。

その理由の一つは、この寛永四年の銅貿易禁止と同十五年の解禁とに就いては、住友の相當早い記錄である「公訴文永鏡」や「銅異國賣覺帳」にも見えてゐるが②、それにはこの禁止に際し、泉屋利（理）兵衛・同弟忠兵衛・同八兵衛・伯父金屋長右衛門・伯母聟鍮鈩屋與兵衛と他家の太刀屋喜

兵衛・錢屋太郎右衛門合せて七人が解禁歎願に江戸へ下り、十二年間運動したことになつてゐる。ところでこの場合、泉屋兄弟三人の年齢を調査して見ると、寛永四年には理兵衛は既に二十一歳で先づ先づ問題はないとしても、忠兵衛は十五歳で未だ家督相續前であり、八兵衛に至つては更に若年である。[3] さうすれば彼等が打揃つて江戸へ下つたといふことは不可解なことになる。又寛永四年ならば父理右衛門は未だ隱居前で五十六歳であるのに、彼がこの歎願に關係したやうな形迹が少しも認められないのも不審である。既に解禁歎願、それも泉屋が主體となつての歎願といふ以上、泉屋がそれ以前より貿易に從事したことは言ふまでもなく、さすれば當主壽濟がこれに關係しなかつたといふことはあり得ないであらう。

次に前にも述べたやうに、銅貿易家或は銅吹屋としての大坂屋・大塚屋・丸銅屋の開業は寛永八九年頃といひ、この外平野屋の銅貿易開業も同時であつたといふが、[4] さうするとそれは銅貿易禁止期間中といふことになる。銅貿易の禁止によつて業者とその關係者が非常な窮境に陷り、その爲の解禁歎願の最中にこのやうに新らしい業者が、それも數多く發生するといふことは、理解出來ないことである。

それのみではない。更に外國の史料に就いて觀ると、ケンペェルの「日本外國貿易史」にはオ

ランダ商館は西暦一六四一年即ち寛永十八年以後幾何もなく、一六三七年即ち寛永十四年以來禁止されてゐた銅塊の自由輸出復舊を懇願して、認許されたことが記されてゐる。又ナホッドの「十七世紀間オランダ東印度會社の對日關係」にも、一六三七年に銅の輸出が禁止され、一六四六年即ち正保三年にその禁が解かれたことが見え、併せて一六三四年（寛永十一年）から一六三七年に至る迄のオランダへの銅輸出高も掲載されてゐる。⑤ そしてバタビヤ城日誌の一六四〇年十二月三十一日（寛永十七年十一月十九日）の條に收められてゐる平戸のオランダ商館長フランソア・カロンの報告書を見ると、當時銅はオランダに對して輸出禁止狀態にあり、しかもそれは二三年以前からのことで、年々解禁を願ひ出てゐるが未だ許可を得るに至らないことが記されて居り、尙翌一六四一年即ちオランダ商館の出島移轉後も銅の輸出は引續き禁止狀態にあり、一六四六年に至つて再開されたことが「出島蘭館日誌」によつて確かめられる。殊にこの正保三年に對蘭銅貿易が許可されたことは「長崎實錄大成」等にも見えてゐるのである。從つてケンペェルやナホッドの言ふやうに、寛永十四年に少くもオランダに對する銅貿易が禁止されたといふことは確實と見るべきであらう。さうすると、「銅吹屋仲間由緒書」の言ふやうに、銅貿易が既に寛永四年以來十二年間禁止されてゐたのであれば、その禁止期間中の十四年に更に禁止が發令されたといふことは不合理だし、況

んやナホッドの擧げてゐるやうに、寛永十一年より同十四年に至る四年間オランダへ相當量の銅が輸出されたといふやうなことは、絶對にあり得ぬことである。

それではこれは對中國貿易のみについてのことかといふと、對蘭輸出が許されて、古來因緣の深い對中國輸出が禁止されるといふことは、當時として考へられないし、又その記述は一部的禁止に關するものとは受け取れない。それにまたこの寛永四年の銅輸出禁止と十二年間の解禁歎願運動といふことは、「銅異國賣覺帳」收錄の諸訴狀について檢しても、古いところには見當らず、延寶二年（西暦一六七四年）霜月十四日附泉屋銅屋の訴狀には寛文八年（西暦一六六八年）の禁止が最初のやうに記して居り、貞享二年（西暦一六八五年）八月廿四日附の銅屋訴狀に始めて寛文八年以前にも銅輸出禁止のあつたことが見え、翌三年十二月附の銅屋訴狀に始めて十二年間の解禁運動のことが見え漸く元祿五年（西暦一六九二年）三月廿六日附の銅屋訴狀に至つて始めて寛永四年禁止を述べてゐる有樣で、このこともその言ふところの禁止年次の確實性を弱體化するであらう。

このやうな種々の點より考究すると、寛永四年に銅貿易が禁止されたといふことは、容易には認め難いことになるが、それではケンペェルやナホッドの言ふ寛永十四年禁止の場合はどうかといふと、この場合は前のやうな不合理さは認められない。第一に泉屋との關係は理右衞門がその

前年に歿してゐる爲め、彼が歎願に關係なかつたことは當然であり、三人の子息は、理兵衛が三十一歳、忠兵衛が二十五歳で既に家督相續濟み、それに八兵衛は不明としても、これに近かつたとして何の矛盾もないことになる。次に第二の大坂屋以下銅商發生の時期にしても、寛永八年であれば禁止前であるから、これまた不思議はない。第三にナホッドの掲載してゐる西暦一六三四年（寛永十一年）から同一六三七年（同十四年）に至る四年間の對蘭輸出銅高に於いて、初めの三年間は四八八、六三四斤、五七九、〇六九斤、六九八、八四七斤といふやうに年々著しい增加が見られるに拘らず、一六三七年度は二八八、三九五斤と急激に低下し、前年度の半ばにも尙遙かに及ばないといふことは、前年六月から着手された銅錢の鑄造[6]がこの年八月より更に全國八箇所に於いて大々的に行はれるやうになり[7]、自然國内の銅の需要が飛躍的に增大したことによるものと理解されるであらう。これにつき銅輸出解禁の前年正保二年（西暦一六四五年）四月、その頃オランダ商館の熱心な銅輸出許可の請願が行はれてゐたとき、長崎奉行馬場利重が通詞に對ひ、銅は日本に澤山あるに上司がオランダ人に銅の輸出を許可されぬのは何故であらうか、銅錢を多量に國内で必要とするため禁止されたのであらうが現在では錢は過多である、山崎正信（長崎奉行）が當地（長崎）へきたらこの件につき協議するが許可は得られようと語つたと、「出島蘭館日誌」に記してゐる[8]のは注目される。そ

こへこの年の十月には島原の亂が勃發し、軍事的な立場からも銅の必要が感ぜられるやうになつた。かくてこのことが遂に幕府をして銅の輸出を禁止せしめるやうにしたらしく、寛永十七年の前記オランダ商館長カロンの報告には、彼の銅輸出歎願に對し、老中松平伊豆守が、銅は戰爭に必要な物であるため公の告示（將軍の命）により輸出を禁じたのであるから、此の禁令は撤回出來ないといふことを言つたと見えてゐる。これはさもありさうなことである。

以上の諸點より考へる時、寛永四年に「異國商賣紛敷筋有之」との理由で銅貿易が禁止され同十五年に解禁になつたといふことは首肯し難く、[9] それは何等かの事情で寛永十四年の禁止（實施は翌十五年より）と正保三年の解禁とを誤つたものではないかと解されるのである。

尤もこれは主としてオランダに關する資料に就いて觀たので、中國に關する資料には全然觸れなかつたから、中國の場合はまた別ではないかといふことも一應考へられないではないが、その寛永四年の禁止が中國に就いても認め難いことは既に述べた通りである。それでは寛永十五年の解禁の方はどうかといふと、これも前記のやうな武器及び鑄錢材料としての輸出禁止といふ理由からは、中國側に對してのみ特例を認めることは困難であらう。又寛永十四年から翌十五年迄の禁止ならば、極めて短期間となる譯であるのに、寛永十五年からは僅か五十年後の貞享三年十二

月の銅屋訴狀に添へられた口上書に、

先年異國人に銅賣渡し申儀御停止ニ被爲仰付、先祖之者共十二ヶ年御江戸ニ相詰、御訴訟申上、御赦免被成候所ニ、永々中絶仕、諸國銅御山共悉ク不作仕、銅掘銅細工人絶果、數十年之間者、近年之三ヶ一ならてハ銅出不申、近年諸國山々に大分入銀仕、銅掘細工人を仕立、其上數年之功者を以、銅大分山出し仕候。

と言つてゐて、長い間の銅貿易中絶の爲め、銅掘銅細工人が絶え果て、その復活には非常な苦心を要したことを述べてゐるのも、解せないことになる。かういふ點からして、中國側についても亦更に確實な積極的證據がない限り、寛永四年の禁止と同十五年の解禁は一應否定される外はなからうかと思はれるのである。[10]

註

①「年々帳無番」、「銅異國賣覺帳」所收。

②「公訴文永鏡」は寛文八年の訴狀より收錄し現在延寶三年の訴狀を以つて終つてゐるが、これは末尾を缺脫してゐるので當初の記錄下限は明らかでない。併し表紙に奥野如元記と記して居り、この如元は寛文元祿年間の訴狀に泉屋の當主吉左衞門と連署してゐる五郎右衞門の法號であるから、これによつてその大體の年代が知られる譯である。そして問題の記事は訴狀收錄に先立ち從來の銅貿易の經過を示す爲め、本書の冒頭に書き添へられたものである。又「銅異國賣覺帳」は別々の三書を寫したもので、第一は恐

らく元祿十六年三月と思はれる（元祿十一年以後の未年三月）五ヶ所絲割符年寄の願書を最後とする「長崎初發書」、第二は銅貿易の起原より記し寛文八年より貞享四年迄の諸訴狀類其他を收錄したもの（これが「公訴文永鏡」の原形と思はれる）、第三は延寶三年より元祿九年迄の訴狀類其他を收錄した「公用帳」である。そして問題の記事は第二のものにあるのである。出所は「公訴文永鏡」と同じである。

③ 理兵衞の年齡は前項註⑥の算盤箱書により、又忠兵衞の年齡は正德四年の泉屋家業由緒書に「十九歲之時家督ヲ請候八十四年ニ成ル」とあることより知られる。

④ 平野屋のことは貞享五年銅異國賣人數の覺に見えてゐる。

⑤ 板澤武雄氏「日蘭貿易史」及び「長崎市史（通交貿易編東洋諸國部）」所收。

⑥ 德川實紀。

⑦ 憲教類典二。

⑧ 銅輸出解禁云々の項補訂。（小葉田）

⑨ 原文には「是ゟ先キ異國商賣紛敷筋有之由ニ而銅之儀も同年始而御禁止被仰出」とあるが、この文からすると銅の輸出だけが禁止になつたのでなく、多くの品が禁ぜられ銅はその中の一つに過ぎなかつたやうに見え、一層首肯し難いことゝなる。しかしこれは新規の密貿易者によつて規定の輸出銅たる棹銅以外の間吹銅鑄形違銅の輸出が盛んとなつたに對し、これが禁止方を願した元祿五年九月七日附の訴狀に、寛文八年の貿易整理について、「異國本朝立合場之儀ニ而候條猥ケ間敷商賣も可致かと被思召上御停止ニ被仰付候」と勝手な推測的理由を附してゐるのから更に發展した附會的記事ではないかと考へられる。

⑩ 尤も貞享三年十二月の銅屋訴狀に僅か五十年前の重大事實の年月を誤るといふ點に多少不審がないではないが、さういふ點では其後九年後の元祿七年七月の訴狀には、後に詳論するやうに、寛永の銅輸出禁止後の解禁に許可を得た銅貿易商は十人にも足らなかつたのではないかと推測されるに拘らず、二十三人もあつたやうに誤解してゐるやうなこともあるので、それだけでは一概に言へない。唯「長崎市史」の矢野博士の記述によると、清の順治二年から康熙三十八年まで、即ち我が正保二年から元祿十二年まで、北京の鑄錢局で銅錢を鑄造する爲に用ひた銅は二百二十四萬六千六七百斤で、それは臨時に商人を招き、日本に赴いてそれだけの銅を購はしめたものであるといふことであるが、若しこの年記が正しいとすれば中國に對する銅輸出は正保

三年を待たずに既に行はれてゐたことになる。この點で最後的決定には尙多少考慮の餘地を殘して置くのが穩當であらうか。この點矢野博士は「長崎市史（通交貿易編東洋諸國部）」の長崎貿易に銅及び銀の中國輸出に於いて寛政十一年の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」に寛永十五年先祖吉左衞門が江戸へ下つて異國人へ銅直賣を訴願したところ先例の如く赦免されたと述べてゐることを擧げ「銅輸出禁止令の翌年寛永十五年に住友吉左衞門が外國人に銅を直賣することを許されたといふことは、如何に解釋すべきものであらうか。或は寛永十四年の銅禁止は支那などに對して行はれなかつた證據となるものかも知れぬ。」と言はれてゐるのは注目されるが、この由緒書には寛永四年の貿易禁止のことを省き、いきなり十五年認許のことを述べてゐる爲め、さうした解釋も起り得るのであつて、事實は本文に述べた通りであるからこれは考直しを要しよう。

四　寛永の銅貿易特許商二十三人說の虛妄

さて由緒書には、前揭のやうにこの寛永十五年の解禁に際し、胡亂な者を除き、京都・大阪・堺・紀州・豊後・長崎六箇所の銅屋二十三人へ銅屋株が免許されたと言つて、「古來銅屋株御免之名前」なるものが見えてゐる。そこで「垂裕明鑑」などは、これを直ちに當時免許を得た當人の名前であるとして、そのまゝ轉載し、唯住友家の當主だけは、當時未だ吉左衞門を稱してゐなかつたといふ點から、之を何等かの誤りとして、理兵衞と改めたのである。かくて「大阪市史」にしても、白柳秀湖氏の「民族日本歷史（近世編）」や「住友物語」或は更に住友本社の「別子開坑

二百五十年史話」にしても、「垂裕明鑑」に據つた諸書は、何等の疑念もなくそのまゝこれに從つてゐる。

しかしこれは正しくない。大體この銅屋株免許人の名前書を一見して甚だ不審なのは、解禁運動に奔走した中心人物の名が見えないことである。「垂裕明鑑」が吉左衛門を理兵衛に改めたのも、こゝに一つの理由があつたのかも知れないが、それなら理兵衛一人に限つたことではない。「公訴文永鏡」や「銅異國賣覺帳」によると、泉屋でこの運動に從つたのは理兵衛・忠兵衛・八兵衛の三兄弟で、外に同族二人も居り、解禁當時少くも理兵衛兄弟三人は勿論生存し、中にも忠兵衛は泉屋宗家の當主であつた。從つてこの連名書には當然彼等三人の名があるべき筈であるのに、それがなくて、理兵衛友以の子吉左衛門友信と友信の弟平兵衛友貞、甥平八友膳などの名が並んでゐる。これは實に奇態なことであるばかりでなく、由緒書には更に奥のところに延寶六年（西暦一六七八年）四月廿五日大坂町奉行石丸石見守が古來の銅屋を調査して拾六人と定めたとして、その名を擧げてゐるが、これを見ると、正に右の吉左衛門以下泉屋四人の名がある。それだけではない。熊野屋彦太郎を除く他の名前もすべて見えてゐる。そしてこの場合は決定當時の人名として擧げられてゐるのである。さうすると、右の「古來銅屋株御免之名前」といふものは、何としても解禁當

時の免許者を意味するとは解し難いであらう。この間の消息を最もよく示すものは、「年々帳四番」の享保六年（西暦一七二一年）正月の條に見える左の記載である。

一　古來銅商賣仕候人數之次第

唐阿蘭陀入船之時ゟ

先祖理兵衛名跡　泉屋吉左衛門

先祖忠兵衛名跡　同弟　理左衛門

先祖八兵衛名跡　同從弟　理右衛門

同伯父　平兵衛

是ハ吉左衛門先祖ゟ銅名代四ッ御座候所、壹ッハ中絶仕候付、其段御斷申上候所、延寶六年於御公儀色々御吟味之上、吉左衛門弟平兵衛枠ニ而御座候故、數代之銅商賣人ニ而候由、御聞屈被遊、名代四ッ被仰付候。右平兵衛名代貞享四卯年堺海部屋市左衛門に讓り申候

これで見ると、泉屋は明らかに理兵衛・忠兵衛・八兵衛の兄弟三人と、他に今一人一族の誰かが特許を得たことが知られるので、吉左衛門・平八・平兵衛・與九郎といふのは、その特許權を繼承したものであることがわかるわけである。泉屋が理兵衛兄弟三人の外に尙一つ特許權を得てゐたといふことは、事情は明確にわからないが、解禁歎願運動に兄弟三人の外伯父金屋長右衛門

伯母聟鍮鉐屋與兵衛も加つてゐたといふことから、考へられることではないかと思ふ。尚右の平兵衛の註記に、「吉左衛門弟平兵衛悴ニ而御座候故」とあるのは、平兵衛に對するものとしては理解し難いが、これは實は「年々帳無番」の貞享五年（西暦一六八八年）五月の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に見える吉十郎即ち平兵衛の子の理右衛門と平兵衛自身とに關する次のやうな註記が混同されて、平兵衛一人の註記となつたものに外ならない。

平戸に唐人阿蘭陀入船之時ゟ　泉屋吉左衛門
同弟　理左衛門
同從弟　吉十郎
同伯父　平兵衛
右同斷
是ハ先吉左衛門弟平兵衛悴ニ而吉左衛門名代之内貞享四卯年ゟ遣し申候
是ハ吉左衛門先祖ゟ銅名代四つ御座候處ニ壹ツハ中絶仕候ニ付延寶六午ノ年四月廿五日於御公儀色々御鑿穿之上、數代之銅商賣人とて被仰付

これで事情がよくわかると思ふが、前の平兵衛の註記の誤りはこれだけではなく、貞享四年堺海部屋市左衛門に讓つたといふのも、元祿八年（西暦一六九五年）の誤りで、①これなども吉十郎の註記の貞

享四年が竄入したまでのことである。

兎に角以上で、「古來銅屋株御免之名前」に擧げられた連名が、寛永十五年といふやうな年の名でなく、更に後の時代の銅貿易商の連名であることが明らかになつた。それでは吉左衛門・平八・平兵衛・與九郎の四人が實際相並んで銅名代即ち銅商株をもつてゐた時期は何時かといふと、これは右の平兵衛が延寶六年に中絶名代の復活を認められたといふから、[2] 當然これ以後でなければならない。事實「銅異國賣覺帳」や「年々帳」收錄の寛文八年以後の諸文書を檢しても、吉左衛門・五郎右衛門・與九郎・平八（平八は寛文十二年の文書より）の名は見えるが、延寶六年以前には平兵衛の名は見えない。そして貞享二年八月廿四日附の銅屋訴狀以後（延寶七年以後貞享二年迄の數年間の文書收錄なし）吉左衛門・平兵衛・理左衛門・平八の名があつて、與九郎の名が見當らない。又同五年以後更に平八の名が消えて吉十郎（理右衛門）がこれに代つてゐる。これは貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」によると、貞享二年七月に從來手代の與九郎へ預けてあつた名代を理左衛門（先吉左衛門友信の子即ち現吉左衛門友芳の弟）に切替方を願ひ出て許可されたとあり、又右の覺と良慶（右の吉十郎即ち後の理右衛門の弟）の「先祖聞傳書」とを併せ考へると、貞享四年に吉十郎が平八の株を讓り受けてゐるから、その筈である。さうすると吉左衛門・平八・平兵衛・與九郎の四人が實際相並んで銅貿易の株を持つてゐたのは、延寶六年四月から貞享二年

七月迄の八年間のことであることがわかるのである。

次に又貞享五年五月の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」の示す泉屋以外の他の同業者の開業時期を見ると、次のやうになつてゐる。

銅異國賣人數拾六人之年來之覺

大坂拾人

泉屋四人略（前に掲出）

大坂屋久左衛門　是ハ寛永八九年之時分ゟ銅商賣ニ取付

平野屋清右衛門　右同斷

塩屋八兵衛　寛文八九年之時分ゟ銅商賣初ル

銅屋善兵衛　寛文十貳年子ノ年ゟ銅長崎へ下ス

大塚屋甚右衛門　延宝元丑ノ年ゟ初テ長崎德岡與次兵衛方へ送り荷致延宝六年ノ年ゟ自分之名代ニ罷成

京　壹人	延宝二寅ノ年初テ長崎松浦平八方へ送り荷致延宝六午ノ年ゟ自分之名代ニ罷成	丸銅屋仁兵衛
泉州堺　壹人	寛文九酉ノ年ゟ初ル	山形屋彌右衛門
紀州　貳人	是ハ承應元辰ノ年時分ゟ大坂や久左衛門と中間ニ仕延宝四辰ノ年ゟ久左衛門作右衛門仕分兩人共ニ自分ニ罷成	錢屋作右衛門
豊後　壹人	延宝元丑ノ年ゟ初而銅商賣仕候	熊野屋彦太郎
長崎　壹人	右同斷	同　彦三郎
	寛文九酉ノ年ゟ初ル	增田屋傳兵衛
	延宝四辰ノ年ゟ賣間や仕候	刀屋八郎兵衛

この覺書は、此等の銅貿易商の開業獨立時期の中で最も新らしい延寶六年からは足掛け僅か十

一年後の作製であるから、その記述は相當信用を置くに足るわけであるが、これで見ると、寛永年中の開業者といふのは、大坂屋・平野屋の二軒だけで他はそれよりも餘程後れてゐる。

さうすると、これを綜觀して、寛永年中或はそれ以前の開業者といふのは、確實なところ泉屋三兄弟と一族二人、それに太刀屋喜兵衛・錢屋太郎右衛門の外は、大坂屋と平野屋との二人で、併せて九人に過ぎず、しかも太刀屋と錢屋とは歎願運動中に歿して家が亡んだといふことであるから、③寛永の銅輸出禁止後の解禁に二十三人の銅貿易株が認められたといふことは、成立しないことになるであらう。

それではこの二十三人の名前といふものはどうして出來上つたかといふと、その三分の二の十五人は延寶六年に決定された銅名代所有者の名そのまゝであることは既に述べた通りである。次にその他の名はどうかといふと、この「銅吹屋仲間由緒書」には、寛文十二年（西暦一六七二年）と延寶二年（西暦一六七四年）とに廢業した者の名が次のやうに見えてゐる。

寛文十二年の廢業者

京　布袋屋嘉兵衛

堺　帶屋六兵衛

延寶二年の廢業者

同　糸屋次兵衛
大坂過書町　塚口屋長左衛門
同　同　濱田屋吉兵衛
堺　海部屋平右衛門
同　粋屋徳右衛門（ママ）

これは「公訴文永鏡」や「銅異國賣覺帳」などによつてもその事實が確かめられるのであるが、この七人の名は正しく「古來銅屋株御免之名前」の中に見える通りである。さうするとこの二十三人の名といふのは、延寶六年に決定された十六人にそれ以前の廢業者七人を加へて出來たものであることが知られる。唯二十三人として擧げられた名前は、實は二十二人であるが、これは延寶六年の十六人中の熊野屋彦太郎を脱したのである。この「銅吹屋仲間由緒書」には延寶二年の廢業者を記した後に、「古來銅屋拾六人名前」といふものを擧げてゐるが、これが矢張り熊野屋彦太郎を脱漏して、十五人しか擧げてゐない。從つてこの十五人に前記七人を加へると、正に初めに擧げられた二十二人となる。そしてこの熊野屋彦太郎が古來の銅屋に數へられたのは、同由緒

書の延寶三年の條に、「古來銅屋熊野屋彦三郎同家ニ付銅屋相立候事」と前書して、

古來銅屋紀州熊野屋彦三郎同家　　熊野屋彦太郎

承應年中ヵ
銅吹商賣始ム

と記してゐるところにその理由が見出されるであらう。しかもこの場合後の延寶六年に決定した數によつて、既に延寶二年のところに、古來十六人と言ひながら熊野屋彦太郎を記してゐないのは、彼の銅貿易商の公認が延寶三年であつたと言はれることゝ一致してゐて面白い。

要するに、「銅吹屋仲間由緒書」の「古來銅屋株御免之名前」といふ二十三人の名前は、昔から異國銅貿易の認許を得たことのあるすべての人の名前を列擧したもので、寛永の銅輸出禁止後の解禁に銅貿易の認許を得た人の名前といふものでは決してない。ところが相當早くからこれが寛永十五年銅貿易解禁の際始めて銅屋株を得た者の名前と考へられるやうになつたと見え、既に元祿七年（西暦一六九四年）七月十日附の銅屋訴狀に添附の古歴書にも、寛永四年の銅貿易禁止と同十五年の解禁とから說き出し、名前は擧げてないが、異國向銅屋は初め二十三人あつたところ、寛文十二年に京都の布袋屋以下三人、延寶二年に堺の海部屋以下四人が廢業し、この時から十六人となつ

たといふ風に述べて居る。そこで「銅吹屋仲間由緒書」の編者はこれを承けてか、初めに掲げたやうな尤もらしい記述をなし、「垂裕明鑑」の編者またこれに誤られ、更に私意を加へ、爲に一層人を誤ることゝなつたのである。

尙「年々帳四番」の享保六年（西暦一七二一年）正月のところに見える覺書には、「古來銅吹屋拾六人名前」として、元祿十四年（西暦一七〇一年）銅座設置による銅の自由貿易停止の際の銅貿易商の享保六年當時に於ける當主の名前かと思はれるものを掲げ、之に「寛文十三丑年長崎御奉行牛込忠左衞門樣岡野孫九郎樣銅商賣人御吟味之上古來拾六人と申者相定候名前也」と註し、別に右十六人の者共は昔から異國人へ銅を賣渡したもので、寛永十五年に前々の通り仰せ付けられたものであると言つてゐるのは、何に據つたのか知らないが、いづれも明確な誤解である。

そこで銅貿易の特許制といふことは、寛永十四年の銅輸出禁止後の解禁に際して始まつたらしいが、その時認許された業者は泉屋關係のもの以外には、大坂屋・平野屋等が知られるだけで他は明らかでない。泉屋兄弟一族と共に解禁歎願に關係したといふ大阪高麗橋兩替町の太刀屋喜兵衞と淡路町錢屋太郎右衞門などは當然認許さるべきであつたが、これは歎願運動の中途で死亡し家が滅んだため、そのことがなかつたらしい。[4] 其の外に寛文十二年と延寶二年とに廢業した七人

の中、更にこれに加はり得るものが果してどれだけあるであらうか。

今假りにこれを全部としても、合せて十三四人でしかない。ところが、寛文八年の再禁止の際解禁歎願に奔走したものは、泉屋吉左衛門、同五郎右衛門、同與九郎の三人と大坂屋仁左衛門以外には、承應元年（西暦一六五二年）頃より大坂屋の仲間となつて開業したといふ堺の錢屋作右衛門・同七右衛門江戸の錢屋半兵衛の錢屋三人だけである。[5] そしてこの七人の歎願が成功した後、濱田屋治右衛門・平野屋清右衛門・銅屋（あかゝねや）善兵衛・大塚屋甚右衛門の四人が歎願に下り、彼等も其頃銅商賣をしてゐたので、前記七人に倣つて免許されたとも言はれてゐるが、[6] その中銅屋（あかゝねや）善兵衛と大塚屋甚右衛門との銅貿易開業は貞享五年の覺書には寛文十二年（西暦一六七二年）と延寶元年とになつて居り、このことは又「子丑兩年（寛文十二年延寶元年）銅屋中より長崎へ銅下し高」[7] 及び延寶二年記錄の「子年貨物割付高覺書」[8] によつて確かめられるから、之を除くと殘るところは濱田屋と平野屋との二人である。既述のやうに平野屋は貞享五年の覺書に寛永八九年頃の開業とあることによつて問題はない。濱田屋は明確ではないが延寶二年に廢業した大阪過書町の濱田屋吉兵衛と同家であるとすれば、早く萬治元年（西暦一六五八年）より寛文五年（西暦一六六五年）に至る八年間平野屋と共同で備中吉岡銅山を經營した同じく大阪の濱田屋庄兵衛なるものゝあつたことゝも考へ併せて[9] これも一應認められるであら

う。しかしそれにしても結局合せて九人で、しかもその中錢屋の三人は其後の經過に就いて觀ると、泉屋の場合とは異なり、作右衞門だけが特許權所有者で他はその手代であつたと考へられるから、結局七人となる。そして前記寛文十二年と延寶二年との廢業者合せて七人の名は濱田屋を除いては、この銅屋死活の歎願運動にも顔を出してゐないところを見ると、彼等は微力な貿易商であつたらしい。[10]

銅貿易業者の廢業及び起業といふことはかなり頻繁に見られるので、寛永の銅輸出禁止及びその解禁の前後より貞享頃まで家業を相續し得たものは僅少であつたといはねばならない。寛永二十年（西暦一六四三年）八月、オランダ商館へも銅輸出解禁の噂が傳はつたが、飾屋藤左衞門とアルスシ屋八十左衞門なるものが、その九日に解禁のことを報じた。これは結局誤聞であつたわけだが、飾屋は從前即ち輸出禁止前、オランダ商館に大部分の銅を供給した銅商であると記してゐる。そして飾屋等の報告では、銅輸出の許可は、鑄錢用の銅を多く貯藏してゐる丸屋長左衞門のみに與へられるであらうといひ、丸屋は現在江戸にあり許可を求めてをり、來年輸出が彼の手で實現するであらうとある。丸屋も飾屋も、當時有力な銅商であつたと考へられるが、寛文以後に銅貿易を繼續してゐない。[11]

註

①「銅吹屋仲間由緒書」にそのことが見えてゐる。又事實その通りであることは「銅異國賣覺帳」に元祿七年十二月十六日附の泉屋平兵衛より海部屋市左衛門へ銅名代讓渡願書が見えてゐる。

②このことは「年々帳無番」「銅異國賣覺帳」「銅吹屋仲間由緒書」にも見えてゐる。

③④住友の一分家の「先祖傳書」に歎願者を理兵衛・父泉屋理右衛門・弟泉屋八兵衛・弟泉屋忠兵衛他家二人都合六人としてゐるのは、「公訴文永鏡」や「銅異國賣覺帳」と一致せず、何等かの誤りと思はれるが、これにつゞいて「他家之兩人死亡家滅」としてゐるのは、太刀屋と錢屋のことゝ思はれる。

⑤「銅異國賣覺帳」寛文八年四月廿二日訴狀。この訴狀の錢屋と寛永の解禁歎願運動中に死んだといふ大阪淡路町錢屋太郎右衛門とが如何なる關係あるかは明らかでない。尙錢屋作右衛門開業のことは既に本文中に掲げた貞享五年の銅屋覺書に見えてゐる。そしてこの錢屋が大坂屋の仲間であるとすると、結局この寛文八年の歎願は泉屋と大坂屋とによつてなされたことゝなる。

⑥銅異國賣覺帳。

⑦⑧「銅異國賣覺帳」に次の覺書が見えてゐる。

子丑兩年銅屋中ゟ長崎へ銅下シ高

子年
一銅壹萬貳千四百斤　增田屋彌左衛門

丑年
一銅貳萬九千九百斤　同　人

丑年
一銅貳萬九千斤　山かた屋彌右衛門

子年
一銅六萬貳千五百斤　しほ屋小兵衛

丑年
一銅拾五萬四千六百斤　同　人

丑年初而下ス
一銅六萬貳千五百斤　大塚屋甚右衛門代　德岡與次兵衛

延寶五巳年ゟ直下シニ罷成候旨甚右衛門殿被申候

子年初而下ス
一同拾壹萬千四百五十斤　銅屋半左衛門

丑年
一同拾六萬四千五十斤　同　人

子年
一同四拾萬千九百廿六斤　平野屋長兵衛

丑年
一同三拾五萬六千斤　同人

子年
一同八拾四萬七千百廿六斤　錢屋喜兵衛
大坂屋小左衛門

丑年
一銅三拾貳萬八千四百斤　同人

子年
一同百卅三萬六千八百廿九斤　泉屋（長平十郎・與九郎・八郎）

丑年
一同九拾四萬四百斤　同人

丑年初而下ス
一同卅四萬九千六百斤　熊野屋彦三郎

拾五ロ〆銅五百拾八萬六千六百八拾壹斤

又訴訟中間除キ申分

子年
一拾七萬八百斤　塚口屋與右衛門

子年
一同拾六萬五千三百五十斤　海部屋平右衛門

丑年
一同拾七萬四千五十斤　同人

子年
一同拾六萬五千六百斤　絆屋德左衛門

丑年
一同拾萬千百斤　絆屋長右衛門

五ロ〆銅七拾七萬六千九百斤

右之通長崎ニ而銘々手前ゟ改書立取置候由、又通詞衆ゟ高ニ而兩年之分忠左衛門樣ニ差上ケ申候と此方改とハ少し相違御座候由承候。爲後日如此ニ候。

又同帳所收の公用帳寫に次の覺書がある。

覺

一子十月於長崎從　御奉行樣被爲仰付候ハ、銅商賣仕者ニハ來年ゟ貨物之割付不被遣候。其内五萬斤迄商賣仕來り候者ハ、銅商賣留リ貨物之割付可申請共勝手次第ニ可致候。

又五萬斤ゟ上商賣仕來り候者ハ縱銅商賣とまり申候共貨物ハ不被遣候間、五萬斤ゟ上商賣仕來り候者ハ不相替銅商賣仕候樣ニと被爲仰付候。就夫銅商賣人之内

一貨物割付貳拾四貫貳百目　京　布袋や加兵衛

但子年銅貳萬六千斤商賣仕候

一同貳拾九貫九百目　堺　帶や六兵衛

但子年銅四萬九千斤商賣仕候

一同貳拾六貫四百目　堺　糸や次兵衛

但子年銅五萬斤商賣仕候

右三人ハ丑年ゟ銅商賣留り貨物頂戴仕候。

又

一貨物割付貳拾九貫九百目　堺　錢屋喜兵衛
一同貳拾六貫四百目　大坂屋小左衛門
一同四貫目　塩屋小兵衛
一同壹貫五百目　銅屋善兵衛手代　半左衛門
一同貳拾五貫三百目　平野屋半兵衛
一同貳拾六貫四百目　泉屋平八
一同貳拾九貫九百目　泉屋與九郎
一同三拾貳貫五百目　泉屋吉左衛門手代　長十郎

右八人ハ銅五萬斤ゟ上商賣仕來り候者共ニ而御座候故丑年ゟ貨物ニ代り銅商賣御免被爲成候。右之外ニ銅商賣仕候者ハ皆新規之者ともニ而御座候。

一銅屋善兵衛子年初而銅拾壹萬四千五拾斤長崎へ下し候。但子年初而下し候故子年貨物割付壹貫五百目頂戴仕候。

一熊野屋彦三郎丑年初而銅三拾四萬九千六百斤長崎へ下し候。但丑年初而下し申故貨物割付も無御座候。

一大塚屋甚右衛門丑年初而銅六萬貳千五百斤長崎へ下し候。但丑年初而下し申故貨物割付も無御座候。

⑨ 備中吹屋村御銅山用控、大塚家文書の吉岡銅山請負人覺。

⑩ 註⑦⑧參照。

⑪ この項補訂。尙、飾屋・アルスシ屋・丸屋については「出島蘭館日誌」一六四三年九月二十一日（寛永二十年八月九日）の項に、

Caseria Thoseymondonne
Alsussia Jassoseymondonne
Marria Tsioysemondonne

とある。（小葉田）

五　寛文延寶年間の銅貿易特許商の增加

前項で考究したやうに、寛永の銅輸出禁止後の解禁に際し許可を得たもので、寛文以後に存續

したのは、泉屋一族と大坂屋・平野屋などの六七人で、寛文八年（西暦一六六八年）の頃新たに錢屋と濱田屋とが加はるなど一部に變動があつた程度であつたらしい。

ところが、それから足掛け五年經つた寛文十二年實際に銅貿易を行つた者を見ると、今迄に名が知られた泉屋三人、大坂屋・平野屋・錢屋各一人合せて六人の外に、新たに大阪の塩屋・銅屋（あかゝねや）・塚口屋、堺の海部屋・絆（くけ）屋・帶屋・糸屋、京都の山形屋・布袋屋、豊後の増田屋の十軒が加はり、總數十六軒となつてゐる。① さうすると新たに現はれた十軒は寛文八年以後の開業ではないかといふことが何人にも先づ考へられるが、事實また後の貞享五年（元祿元年、西暦一六八八年）の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に塩屋が寛文八九年頃、山形屋と増田屋とが同九年、銅屋（あかゝねや）が同十二年に開業したと記してゐることはこの推測を裏付けるであらう。他の六軒は寛文十二年と延寶二年とに廢業し、自然貞享五年の覺書には記載がないため明確なことはわからないが、大坂屋・平野屋など古い銅屋の輸出銅が多額であるに對し、新顔の十軒がいづれも少額で、② その中布袋屋・帶屋・糸屋の三軒が輸出銅高五萬斤以下である理由で寛文十二年に外貨輸入商へ轉業を認められ、③ 又塚口屋・海部屋・絆屋・濱田屋の四軒は彼等よりは多額であつたと言ひながら、延寶二年阿形宗智等の銅貿易に關する新規訴願に對抗し、從來の銅屋が年々三千兩の損失負擔で宗智等に代り足尾銅十萬貫の買請を引

受けようとした時、その負擔に堪えないとて仲間を脱退廢業するに至つたのは、④矢張りその微力を示すものである。このことは寛文八年の銅輸出解禁歎願に際しその名が全然あらはれないことと相俟つて、彼等も同じく寛文八年以後の開業であつたらうとの推測の妥當性を示すであらう。⑤

それでは何故またこの頃に於いてかくも俄かに新らしい銅貿易家が簇出するやうになつたのであらうか。この間の事情はよくわからないが、寛文八年輸出入品に相當廣範圍の制限が令せられ、⑥自然從來其等禁制品を取扱つてゐた貿易業者が打擊を蒙つて、他の物品を取扱はざるを得ない立場に置かれたことゝ、さらに重要なことは恰もこの頃國内産銅額が增加の傾向にあつたことなどが、關係あつたのであらう。⑦

尤もこのやうに當時俄かに貿易商が增加したにしても、希望者がすべて無制限に認許されたのではない。例へば寛文八年幕府の用達であつた江戸の町人坂倉九郎治・鍛冶三大夫・村治七兵衞・石屋久三郎・表屋喜右衞門これに長崎の町人葉屋善左衞門の六人が、③從來の銅屋達の許可につゞいて特別に十五萬斤程の銅輸出を許されたのに乘じ、更に翌九年よりは從來の銅屋に取つて代らうとして、長崎奉行松平甚三郎に取入り、その有力な斡旋を得たけれども、江戸の評定所の裁定で一切不許可となり、⑨寛文十二、十三年には江戸町年寄北村彦兵衞・奈良屋市右衞門二人

（絲割符年寄）よりの出願も却下され、[10] 延寶二年には江戸の阿形宗智・河村瑞軒等が初め大坂屋・錢屋などの古來銅屋とも申合せ、幕府の足尾銅を年々十萬貫目づゝ壹萬兩で買請け、之を大阪で精錬して輸出し、その損銀代償として銅輸出の總支配方を出願し、一旦内許を得たのであるが、古來の銅屋達の懸命の愁訴によつて遂にまた不許可となつた。[11]

しかもこの間にはまた引續き新たに認許を得たものがある。例へば大塚屋甚右衛門と熊野屋彦三郎とは延寶元年（西暦一六七三年）に、丸銅屋仁兵衛は翌二年に開業した。それでは一方で相當の有力者の出願が却下されてゐるのに、何故その後に大塚屋以下が認許を得たのであらうか。この場合坂倉九郎治以下六人や阿形宗智等の訴願は從來の銅屋の特許に對する根本的な侵害であるからこれは別としても、北村・奈良屋と大塚屋以下との間にどういふ差違があるかは一應問題とされてよささうである。そこでこれに就いて考へて見ると、こゝに氣付かれる最も著しい事實は、大塚屋以下が銅貿易と密接不離の關係にある大阪の銅吹屋であるのに、北村・奈良屋はさうでないといふことである。大塚屋以下が銅吹屋であつたことは、延寶六年（西暦一六七八年）三月大阪在住の吹屋九人より町奉行所へ新規業者の停止を訴願した際の由緒書[12]に當時の銅屋十三人を列記し、山形屋彌右衛門と增田屋傳兵衛とにだけ、特に「買銅ニて下之」と註記して他が銅吹兼營であることを暗示し

てゐることや、實際また正德二年（西暦一七一二年）の「銅吹屋拾七人之名前」といふ覺書[13]に泉屋・大坂屋と並べて大塚屋に「古來銅吹屋」と註し、丸銅屋次郎兵衞に「古來銅吹屋丸銅屋仁兵衞弟正保元年申十一月ゟ日本用銅小吹屋」又熊野屋彦太郎の後の彦太夫に「紀州和歌山住宅大坂出店道頓堀新難波東之町承應年中ゟ銅吹屋但古來銅屋熊野屋彦三郎同家」と註してゐることなどから知られる。[14]さうすると大塚屋と言ひ、熊野屋と言ひ、丸銅屋と言ひ、元來銅貿易と密接不離の關係にある銅吹屋であつたので、彼等が特に新たに銅貿易を許可されたといふのは、かういふ特別の事情に因つたものではないかと思はれる。

とは言へ勿論寛文年間の新顔十軒も悉く銅吹屋であつたのではない。唯大阪在住の塩屋・塚口屋などが銅吹屋であつたことは、前記延寶六年三月の由緒書の記述の外正德四年（西暦一七一四年）の「銅屋共家業相勤候年數之覺」に泉屋・大坂屋・大塚屋三軒を記した後、異國向銅商賣人十六人の内十人は大阪株の銅屋であつたが、七人は唯今吹屋をやつてゐないと述べ、又是より先同二年の「銅方之諸事留帳」と題する古記に、古來銅屋の内吹商賣を止め當大阪に住宅してゐる者として銅屋善三郎・泉屋理左衞門・同利右衞門・塚口屋長左衞門の四人を擧げてゐることから知られるが、大阪以外の在住者七軒が銅吹屋でないことは認めてよい。何故なら銅吹屋は大阪在住者に限

られ、他國在住の銅屋は大阪の銅吹屋から異國向銅を購入して貿易に當つてゐたからで、元祿七年七月十日附や翌八年十一月附の銅屋訴狀によると、それは寛永十五年（西暦一六三八年）幕命に基くといふことである。この寛永十五年といふ年次は既述のやうに問題であるが、とにかくかういふ仕方の早かつたことは、延寶元年阿形宗智等が幕府の足尾銅の拂下を受けて之を輸出しようとした時にも、矢張り大阪で異國向に吹くことになつてゐたことによつて知られる。[15] 尤も錢屋・熊野屋は夫々堺・紀州の在住者でありながら銅吹屋であつたが、彼等は吹所は矢張り大阪に置いてゐたからこれは特例で、[16] 吹屋が大阪に限られた點に變りはなく、寧ろこれを證するものとなる。

それでは何故また吹屋が大阪に限られたかゞ問題となるが、これは泉屋（蘇我）壽濟の傳習した南蠻吹といふ銀銅吹分術が、大阪の銅吹屋に傳へられ、彼等の手で精錬された銅が銀を拔かれてゐて輸出上國益になり、銀の流出に惱んでゐた幕府當局がこれに着眼して、輸出銅に統制を加へ、拔銀せない荒銅の輸出を防止しようとしたために他ならない。

兎に角かういふ風に推究して來ると、銅貿易の新規開業認許には時期によつて事情を異にしたらしいことが氣附かれる。即ち寛文八九年などの早い頃は銅吹屋であるかどうかは問題でなく、既述のやうに寛文八年の輸出入品の制限に基く轉業に對する特許といふことが主導的理由であつ

たのか、その後銅屋の開業が認められ、寛文十二年頃からは、銅吹屋たることを必須條件とし、これに或は更に廢業者の缺を補ふ意味も加へられるやうになつたらしく解されるのである。

註

① 寛文十二年の銅貿易家を見るべき資料は「銅異國賣覺帳」の延寶二年に記された「惣銅屋中貨物之次第」と同じく「子丑兩年銅屋中ゟ長崎へ銅下し高」並に「子年銅屋共ニ被下候貨物銀高」とであるが、此等三種の資料を相互に比較對照し、更に之を後の資料と對照すると、塩屋小兵衛・銅屋半左衛門・平野屋長兵衛・錢屋喜兵衛・大坂屋小左衛門・泉屋長十郎はそれぞれ塩屋八兵衛・銅屋善兵衛・平野屋平兵衛・錢屋作右衛門・大坂屋久左衛門・泉屋吉左衛門の一族や手代で、時に平野屋や銅屋のやうに主人との名が並記されてゐても、それは兩人が別箇に特許權を得てゐたのではないことが知られる。又「子年銅屋共に被下候貨物銀高」に粋屋德左衛門と同長右衛門とが相並んで貨物の割當を得てゐるが、同年の銅下し人には德左衛門の名だけで長右衛門の名は見えず、翌年の銅下し人の中には逆に長右衛門の名だけで德左衛門の名は見えず、翌々二年長右衛門名義の廢業で以後粋屋の名は銅屋中に見出せなくなり、且つ「銅吹屋仲間由緒書」には廢業の時の粋屋の名を德右衛門（右は左の誤寫であらう）と記してゐるところを見ると、粋屋の特許權所有者は一人で德右衛門と長右衛門とは一家若しくは主從であつたことが知られるのである。

②③ 前項の註⑦⑧參照。

④「銅異國賣覺帳」、「銅吹屋仲間由緒書」、尙塚口屋は延寶元年に又粋屋は同二年度の貿易を休止して居ることもその有力者でなかつたことを示してゐる。

⑤ 延寶三年八月の銅屋訴狀に海部屋・粋屋・塚口屋・濱田屋を古來の銅屋と記してゐるが、自らを古來の銅屋と稱してゐる訴願の十三銅屋中に山形屋・增田屋・松浦平八（大塚屋代）德岡屋（丸銅屋代）塩屋・銅屋・熊野屋の七銅屋を含んでゐることよりすると、その古來の意味はそんなに古くは考へられず、山形屋以下七銅屋と同樣に考へるべきで、

これは或は四人中の濱田屋が比較的古いところからこれに便乘さして一括記述したものと思はれる。

⑥「德川實紀」寛文八年三月八日の條、

此日長崎の奉行に諭告せらるゝは、眞綿、くり綿、絹紬、木綿、織物、麻布、染物、蠟燭、銅、漆、油、酒、今年より異域にをくるべからず。

但油酒は船中の常用に備ふるはくるしからず。藥品の外植物生類、諸器材、金絲、藥劑とならざる唐產類、珊瑚樹、たんから、丹土、蘭產器物、唐革、ひよんかつ、衣服の用に充らざる美麗の布帛等、かたく舶來せしむべからず。羅紗、羅脊板、猩々緋の三種はゆるさるべし、その他の毛布は禁ずべしとなり。

⑦寛文以後、產銅の增加には東北地方銅山の開發が大きな役割を占める。

寛文六年尾去澤銅山元山の銅鑛採掘に始まる同銅山の開掘、

寛文九年白根金山（現在の小眞木銅山）における採銅の開始、

寛文十二年小澤の銅鑛發見に始まる阿仁銅山の發展、

この外南部領に多數銅山が開かれたが、就中和賀郡水澤銅山の產銅が多かつた。攝津多田銀山も寛文年間に產銅激增した。（以上小葉田補訂）又足尾銅山は延寶四年より貞享四年迄を極盛期として最高約二百五十萬斤を產出したといふことから、既に寛文末年頃の隆盛が考へられる。尙輸出銅額に於いて寛文四年の二七二萬四千斤に對し翌五年は一四一萬三千斤に減つたのが爾後一六一萬七千斤、二三八萬五千斤、二六八萬五千二百斤と年々增加し、翌々十年には約三〇〇萬斤、その翌々十二年には三四一萬五千九百斤餘となつてゐるのも產銅增加に關係あるものと考へられる。

⑧「銅吹屋仲間由緒書」・「銅異國賣覺帳」・「公訴文永鏡」にどういふ譯か七人と數へてゐる。或は誰か一人の名を脫漏したのであらうか。

⑨銅異國賣覺帳。

⑩銅異國賣覺帳、銅吹屋仲間由緒書。

⑪⑫銅異國賣覺帳。

⑬「銅吹屋仲間由緒書」「大坂銅吹屋諸事書物控」、尤も熊野屋彥三郎について前書には古來銅屋とのみあるが、これは他の泉屋・大坂屋・大塚屋・丸銅屋・平野屋などをすべて古來銅吹屋と記してゐる例よりして、後者の記するやうに銅吹屋とするが正しい。尙正德四年の「銅屋共家業相勤候年

數之覺」に大塚屋と丸銅屋次郎兵衛は開業以來八十年餘、熊野屋は元來紀州で營業し大阪での年數は六十年になると言つてゐるのもこれと相應ずる。尤も元祿六年の小吹屋年數の覺書に丸銅屋次郎兵衛について「之は銅細工人萬治元年比三十五年以前頃」とあるのは多少記述に一致しないものがあるが、兎に角銅吹業の早かつたことは確である。

⑭ 年々帳無番。

⑮ 「銅異國賣覺帳」延寶二年霜月十四日附銅屋訴狀。

⑯ 延寶六年三月の銅屋由緒書及び正德二年の「銅吹屋十七人之名前」。

六　銅貿易名代數の限定

ところで貿易品が制限された狀態の下にあつて銅の產額が次第に增加し、銅貿易の有利な情勢が進むにつれて、この方面に新たな志望者が尙續々と現はれ、特許貿易業者の妨害となるやうになつた。即ち既に延寶三年（西曆一六七五年）熊野に銅山を經營する紀州の前嶋彥太郎（熊野屋彥太郎）大阪の福山屋次郎右衞門・堺屋三郎兵衞などが銅を長崎へ送つて外人に直賣を企て、悶着を起しつゝも何とか目的を達した爲か、翌四年には北國西國諸所の山師達が大阪で新規に銅吹屋を取立てゝ直輸出することまで企てるやうになり、翌々五年にはまた北國屋次右衞門・雜喉屋六右衞門・道明寺屋吉左衞門・福山屋次郎右衞門・因幡屋淸左衞門・新庄淸右衞門の六人が不正貿易を行ひ、殊に北國屋と福山屋とは江戸表で認許を得たと稱した程の强行振りを發揮し、更に六年春にも數人の新規

訴願者が現はれて、その都度從來の特許業者より古來の由緒を申立てゝ停止方を願ひ出るといふ有様であつた。① そこで當局も古來の銅貿易の經緯を詳しく調査した上、延寶六年四月廿五日大坂町奉行所に關係者一同を呼び出し、北國屋次右衛門・雑喉屋六右衛門・道明寺屋吉左衛門・福山屋次郎右衛門・因幡屋清左衛門・新庄清右衛門などの新規の營業を禁止して、改めて十六人の銅名代を確認した。② その十六人とは大阪の泉屋吉左衛門（淡路町一丁目）・同與九郎（同上）・同平八（柳町）・同平兵衛（南問屋町）・大坂屋久左衛門（西横堀炭屋町）・平野屋清右衛門（新難波東之町）・塩屋八兵衛（過書町）・銅屋善兵衛（長堀右衛門町）・大塚屋甚右衛門（瓦町二丁目）・丸銅屋仁兵衛（吉野屋町）、京都の山形屋彌右衛門、堺の錢屋作右衛門（市之町中濱）、紀州の熊野屋彦三郎（和歌山）・同彦太郎（同上）、豊後の増田屋傳兵衛、長崎の刀屋八郎兵衛で、③ この中泉屋平兵衛・熊野屋彦太郎・刀屋八郎兵衛を除く十三人は既述のやうに既に延寶二年迄に認許されてゐたのであるから問題はない。尤も大塚屋と丸銅屋とはどういふ譯か從來は夫々長崎の德岡與次兵衛・松浦平八など他人名義で行つてゐたのを本人名義に改められたことで、④ この場合新らしい三認許者と北國屋・道明寺屋・福山屋の取扱ひが銅名代の成立事情を知る上に注目されるのである。

先づ泉屋平兵衛については、「年々帳」の延寶六年の條に、「泉屋平兵衛殿銅商賣訴訟相叶申候」

とあり、又同帳所收の貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」の平兵衛の註記に、「是ハ吉左衛門先祖ゟ銅名代四ツ御座候處ニ壹ツハ中絶仕候ニ付、延寶六午ノ年四月廿五日於御公儀色々御鑿穿之上、數代之銅商賣人とて被仰付」とあるので、延寶六年の裁定に際し中絶名代の復活を認められたものであることが知られる。しかしそれにしても、長期間少くも寛文八年以前より既に中絶してゐた名代(株)が尙既得權を認められて復活したといふことは、泉屋が數代の最有力の銅商であつたことに關係あるとしても、銅名代なるものゝ成立が甚だ早かつたことを示す事實として見逃せない。これはまた同じ覺書に泉屋理左衛門について、與九郎へ預けてあつた名代を貞享二年(西暦一六八五年)當局へ願出て理左衛門へ切替へて貰つた旨を註記し、事實少くも寛文八年以後の銅貿易商關係の文書に泉屋與九郎の名が見えてゐることや、享保六年(西暦一七二一年)正月の「古來銅商賣仕候人數之次第」に吉左衛門・理左衛門・理右衛門が夫々理兵衛・忠兵衛・八兵衛の名跡であることを示してゐることゝも相照應するであらう。

次に非認許組の北國屋は「年々帳」に、「北國屋ハ明所無之故不被仰付候由、治右衛門申上候ハ以來明所御座候時分御訴訟可仕哉と貨物御役人へ窺被申候へハ、其儀ハ何共不被仰出候由、寺西文左衛門殿被仰候」とあり、即ち明キ所(空席)がない爲め認許にならないといふので、それでは將

來明ヵ所が生じた際願出ればよいかと窺つたところ返答を得なかつたといふ。この北國屋といふのは大阪の銅山師で、その手代が從來金銀山として知られた秋田の大阿仁山の中に寛文十二年始めて小澤銅山を開き、秋田銅山の基を開いた者で、爾後元祿十年（西暦一六九七年）迄之を經營し、（その間元祿の初めより大坂屋久左衞門・中村多治兵衞等參加）⑤、銅吹屋をも兼營してゐた。⑥ 又道明寺屋には「道明寺屋ハ堺屋三郎兵衞と子息之名ニ仕度訴訟候へ共不被仰付、尙又新庄清右衞門へも銅賣申間敷由被仰付候」との註記があるが、延寶三年卯閏四月附の銅屋訴狀⑦に「堺屋三郎兵衞と申者ハ道明寺屋吉左衞門と申者之名代ニ而御座候、幷丸銅屋次郎兵衞と申者と右兩人ハ大坂ニおゐて職人方へ商賣仕」とあるのと併せ考へると、彼も亦銅吹屋であつた。かういふ點から言ふと、北國屋や道明寺屋は前に認許された大塚屋・熊野屋・丸銅屋などの例に準じてもよささうであるが、矢張り認許を得ることが出來なかつたのである。さうすると今度の決定は泉屋の中絶名代復活と北國屋の註記の「明所」の問題よりして、由緒と名代數に關係あることが考へられる。

それでは名代數といふものは何時から決つたものかと調査して見ると、泉屋の中絶名代の復活といふ點から、名代の認定が古かつた——寛永の銅輸出禁止後の解禁の時からであらうことは考へられるが、その數が制限されて封鎖的となり、名代所有者が仲間を組織するといふやうなこと

が、そんなに早くなかつたらうことは、寛文八年の銅輸出禁止の際の解禁歎願に於ける銅貿易商の非團結的行動（濱田屋・平野屋などは泉屋・大坂屋・錢屋と行動を共にしてゐない。）とその直後の銅貿易商の急激な増加とからも察せられる。そこで今名代數といふ觀點から、認許を得た銅貿易商の數が最も多くなつた時期を檢すると、それは寛文十二年（西暦一六七二年）で、この時は大阪の泉屋三人と同所の大坂屋・平野屋・塩屋・塚口屋・銅屋（あかゝねや）・濱田屋各一人、堺の錢屋・海部屋・絆屋（くけ）・帶屋・糸屋各一人、京都の山形屋・布袋屋各一人、豊後の增田屋合計十七人である。[8] ところが寛文十二年は貨物市法商賣法が實施された年で、銅貿易商にも或種の統制が加へられ、彼等に一旦與へられた輸入貨物の購入割當を當年限りとして翌年以後之を停止し、それに就いて五萬斤以下の貿易商は銅貿易を廢業して輸入貨物の購入割當を受けるのは認めるが、五萬斤以上の貿易商にはこれを認めないといふ申渡しがあつた。[9] これは別に銅貿易商の數まで制限したと觀られないが、兎に角その結果として布袋屋・帶屋・糸屋の三人は輸入貨物購入の方に轉業し、[10] 次いで翌延寶元年と同二年とに大塚屋・熊野屋・丸銅屋が新たに銅貿易商として現れたのである。さうすると後の三人の新規開業は前の三人の轉業による明所に關係あるとも見られるが、その場合新規業者が舊業者からの名代讓渡の形式をとつてゐないことは、その封鎖性が尙强くなかつたことを示すものとして注目されてよいであらう。しか

し同二年にはまた塚口屋・濱田屋・海部屋・紵屋の四人が廢業して四つの明所が生ずることゝなつた。そこでこれが果してどのやうに處理されたかゞ問題である。唯延寶六年の裁定に依ると、泉屋の中絶名代一つが、復活されてゐるから、一名代が缺けたまゝ同年迄殘されてゐたことが知られるが、他の三名代は明確でない。

今これに就いて考へて見るのに、正徳二年の「銅吹屋十七人之名前」の熊野屋彦太夫（彦太郎の後）の註記には「古來銅屋熊野屋彦三郎同家延寶三卯年ゟ異國賣銅屋株立」と見え、「銅吹屋仲間由緒書」はこれによつて熊野屋彦太郎の開業認許を延寶三年としてゐるが、これは遽に承認出來ない。成程延寶四年三月附の銅屋訴狀⑪には、「去年初而熊野山師共貳三人長崎銅商賣新規ニ被爲仰付候ニ付去年者唐人に銅賣口過分ニ下直ニ罷成迷惑仕候」との陳述があり、又實際延寶三年度の銅貿易算用書⑫には熊野屋彦太郎・福山屋茂兵衛（次郎右衛門手代）・堺屋利兵衛（三郎兵衛手代）が從來の銅貿易商十三人と相並んで唐蘭兩方へ銅を賣つたことが見えてゐる。しかしこの時の認許は何等か特別の事情による一時的なものであつたらしい。何故なら延寶四年の三月及び四月と翌々六年三月の銅屋訴狀並に由緒書に彼等三人の名は全然見えないからである。又若し延寶三年の認許が永久的のものであれば、福山屋・堺屋も同樣である筈だのにその事實はない。現に既述のやうに延寶三年に福

山屋・道明寺屋が貿易を行つたことが不當であるとして從來の特許業者に訴へられたのはその爲で、これなども反證となるであらう。[13] 從つて熊野屋彦太郎の名代認許は延寶六年の裁定の際始めて實現したもので、彼が古來の銅吹屋で延寶元年以來の銅貿易商たる熊野屋彦三郎と同家であり、且又一時的ながらも兎も角延寶三年度に實績があるといふ特殊な理由が認められたものであらう。そして後の記錄に延寶三年開業のやうに記すのは、その開業を早く見せる爲め一時的認許の年へ引上げたもので、これは貞享五年の銅屋年數覺書に彦三郎と並べて共に延寶元年の開業としてゐるのと同巧であり、この場合に二人が同家であるといふところから早い彦三郎の開業年次に統一したものと思はれる。[14]

次に又刀屋八郎兵衞に就いては貞享五年の銅屋年數覺書に「延寶四辰ノ年ゟ賣問屋仕候」といふ註記があるが、他の者にはすべて何年より銅商賣ニ取付とか、銅商賣初ルとか、銅商賣仕候とか、銅長崎へ下すとか、或は單に何年より初ルなどゝ註してゐるのを見ると、刀屋の賣問屋といふ註記が他と少し異なつたものであることが知られる。實際また貞享二年九月廿五日附の大坂町奉行所宛大阪銅屋五人の口上書[15]には、同じく長崎の町人松浦平八が既述のやうに延寶五年迄丸銅屋仁兵衞の代理人であつたことを指して、「異國人に銅賣問屋仕候」と言つてゐるから、この銅賣

問屋とは特定銅貿易業者の名前で長崎へ廻送される輸出銅の委託販賣業者であつたわけである。さうするとこの賣問屋を以て直ちに他の銅貿易商と同一視することは出來ない。從つて刀屋は延寶四年（西暦一六七六年）から賣問屋を始めたけれども、未だ正式の銅貿易商としては認められず、六年の裁定に際し、既往の實績を考慮し、尙他にも何等か特別の理由があつて、始めて正式認許を得たものと解すべきであらう。

さうすると、問題の三つの名代中二つは泉屋平兵衞の分と同じく延寶六年に認許されたことが認められるわけであるがそれでは殘りの一つはどうであらう。これに就いて福山屋には、「去年迄銅差下候へ共、不沙汰成儀有之、向後御留メ被成候」と記されてゐるので、これだけを見ると彼は從來既に銅貿易商として認められて居り、何か不都合なことがあつた爲に六年に停止されたやうにも解されるが、事實は前述したところで既に明らかなやうに、延寶三年度を除いては公許なしの不正貿易であつたのであるから、これは勿論數に入らない。況んや其他の者はもとより問題でない。しかしこのまゝでは明らかに一名代殘つてゐるから、北國屋が明所ないために認許されなかつたといふことが問題となるが、これは結局何等かの事情で一名代が切捨てられたと解する外はないであらう。假りに福山屋の名代を認めたところで、彼が六年の裁定に否認されたのであ

つて見れば、矢張り一名代殘ることに變りない。從つてこの場合貞享二年八月廿四日附の長崎奉行宛大阪在住の銅屋訴狀に、[16]始めての足尾拂下銅五萬貫の代金を上納した時、評定所で吟味の上古來新規の銅屋共の內四人を除き人數十五人と御決定になり、爾來只今迄銅商賣を繼續してゐると陳述してゐるのは、これに關係あるものとして注意を惹く。何故なら拂下銅代金の上納は延寶四年の春であるから、[17]若し延寶六年の泉屋の一名代の復活を特別の增加取扱によるものとすれば、從來の十五名代に新たに熊野屋と刀屋とを加へて十五名代が充足され、明所がなくなり、何とか話が合ひさうに思はれるからである。しかし既往に先例がないのに、特に明所二をも含めて十五名代を設定したといふことは稍〻理解し難く、それに四名代の除去といふことは既に延寶二年の事實であつて見れば、時間的には近接してゐるに拘らず、この陳述にも稍〻不正確な點があるので、旁遽にこれに從ふことは憚られる。

以上の經過を辿つて見ると、限定された名代數といふことは、延寶六年の裁定の際官民雙方に明確に意識されたことは明らかであるが、それが果して何處まで遡り得るか、これは問題である。寛文十二年始めて十七株が成立した時、直ちに何等かの限定の策が講ぜられたとも考へられない。前項で述べたやうに、享保六年の「古來銅吹屋拾六人之名前」といふ覺書には、寛文十三

年即ち延寶元年に長崎奉行が銅商賣人を吟味の上十六人と定めたと註記して居り、又一見すると、前年に三名廢業してこの年二名加はり、現存の業者は正しく十六名となつて話が符合するやうであるが、翌延寶二年には忽ち丸銅屋が加はつて十七人となつてゐるばかりでなく、既述のやうにその覺書は他にも大きな誤りがあるので、從ふことは出來ない。併し延寶二年の足尾銅買請訴願に際しては、寛文八年の銅貿易解禁歎願の場合とは異なり、當時の銅名代所有者十七人全部がこれについて協議して居り、その申合狀には、「相叶候へハ右凡三千兩之損金御座候ヲ是を中間中子丑貳年銘々銅渡し候高ニ而割付出し可申候」と言ひ、又訴訟に參加することを拒否した海部屋以下の四人は、「右之通各一同ニ銅御訴訟被成候へとも、我々ハ此度之御訴訟ニ加り不申御中間除申候。後日如何樣之儀御座候共互承申間敷候」と申述べ、廢業するに至つたところから見ると、當時同業者は所謂「仲間」を組織してゐたとまでは、尙直ちに言へなくても、少くも或程度の團結が行はれ、又爾後はこの例に準じてゐるので、この間に自ら名代數限定の氣運を釀成したことが考へられる。かくて延寶六年（西暦一六七八年）の裁定の際始めて明確に十六といふ名代數の決定を見るに至つたのであつた。

ともかく、かうして延寶六年に始めて十六といふ限定された銅貿易の名代なるものが確立され

たので、爾後はこれが準據となり、濫りに變更を許さず、新たに開業を希望する者は舊業者の名代を讓り受けるといふ手續を取り、それも一々當局の認許を得なければならぬといふ仕組となつた。今その申請の一例を掲げると次の通りである。[18]

乍恐口上書を以申上候

私義南問や町泉屋平兵衛と申者ニ而御座候

一私所持仕候銅名代堺市之町濱海部屋市左衛門と申者、私不適(カ)者ニ御座候故、今度銅名代讓り申度奉存、乍恐御窺奉申上候。被爲聞召分被下候ハヽ、御慈(マヽ)非難有可奉存候。以上

泉屋平兵衛

元祿七年戌十二月十六日

御奉行加藤大和守様

これは讓渡人からの申請書であるが、讓受人からも同時に出たか或は讓受人から申請する場合もあつたであらう。

かくて今名代移動の跡を見ると、貞享二年に泉屋理左衛門が同與九郎名義の名代を讓り受けたのを初めとして、同四年には同じく泉屋吉十郎(後の理右衛門)が同族平八の名代を、元祿元年には前に延

寶二年に廢業した大阪の塚口屋長左衛門が平野屋清右衛門の名代を、同三年には京都の分銅屋喜兵衛（丸銅屋喜右衛門と改名）が丸銅屋仁兵衛の名代を、同四年には長崎の博多屋久左衛門（舊名清兵衛）が山形屋彌右衛門の名代を、同八年には堺の海部屋市左衛門が泉屋平兵衛の名代を、同十三年には京都の分銅屋七兵衛が塩屋八兵衛の名代を讓り受けてゐる。[19] こゝに自ら延寶六年裁定の劃期的意義が見出されるであらう。

註

① 「銅異國賣覺帳」延寶三年八月附同四年辰三月附及同六年三月附銅屋訴狀、並に同帳元祿五年三月二十六日附同七年七月十日附銅屋古歷書。

② 「年々帳無番」、「銅異國賣覺帳」、「銅吹屋仲間由緒書」。「年々帳二番」の正德四年の「銅屋共家業相勤候年數之覺」に「延宝五巳年於御當地異國向銅商賣仕候人數ハ拾六人御極被成候」とあるのは誤りである。

③ 「銅吹屋仲間由緒書」には平野屋の名を平兵衛、銅屋の名を善三郎としてゐるがこれは正しくない。平野屋は延寶四年迄の訴狀その他關係文書に平兵衛とあるが、延寶六年三月の訴狀には清右衛門とあり、其後貞享五年名代を塚口屋に讓る迄この名が出てゐるから、この年の名代名義は清右衛門であつたと考へられる。これと反對に銅屋に善三郎の名が見えるのは、元祿七年七月の訴狀以後でそれ以前はすべて善兵衛であるから、これは當然善兵衛名義とすべきである。尙住所は由緒書の記載に據つた。

④ 貞享五年の「銅異國賣人數十六人之年來之覺」の註記、尙、德岡屋・松浦が大塚屋・丸銅屋の代人たることは延寶元年乃至三年の訴狀類に確證がある。

⑤ 秋田領內諸金山箇所年數帳。

⑥ 元祿五年七月の小吹屋年數の覺に金田屋兵右衞門に就いては「元ハ大塚屋北國屋細工人貞享貳丑ノ年頃八年以前歟」との註記があることから推測される。

⑦ 銅異國賣覺帳。

⑧ この中、山形屋・濱田屋以外の十五人は明らかに十二年の銅の輸出を行つてゐるから問題はない。山形屋は十二年に輸出をしなかつたが、翌延寶元年には之を行つて居り、且つ「子丑兩年銅屋中ゟ長崎へ銅下し高」には此の兩年即ち寛文十二年と延寶元年に銅貿易を開始した者にはその旨を特に註記してゐて、それ以前の開業者と區別して居るのに、山形屋には何の註記もないから、これは貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」に山形屋を寛文九年の開業としてゐることゝ一致する。又濱田屋は少くも寛文十二年より延寶二年に至る三年間は明らかに銅貿易を行つた事實がないに拘らず、延寶二年八月二十五日附の足尾銅買請に關する銅貿易商の訴狀に訴願の業者十三人に對しこの訴訟に加はらぬことを署名した四人の業者の一人として見え、これを機として他の三人と共に廢業してゐる事實や延寶三年八月の銅屋中三人の訴狀に右の前年の廢業者四人を「古來之銅屋」と言つてゐることは、寛文八年の頃濱田屋治右衞門なるものが銅貿易を行ひ、泉屋・大坂屋・錢屋などの解禁歎願聽許の後、彼も平野屋等と共に歎願して聽許されたといふ「銅異國賣覺帳」の記述を相對照し、彼も當時尙銅貿易商として存續したことを敎へるであらう。

⑨⑩ 四項の註⑦⑧參照。

⑪ 銅異國賣覺帳。

⑫ 「銅異國賣覺帳」收錄の「長崎銅賣口并双方拜借ニ割付公儀へ書上申扣寫」。

⑬ 尙、「銅吹屋仲間由緒書」に延寶三年福山屋・熊野屋・新庄が江戸表で異國賣銅商賣を願つたところ、古來吹屋共へ身元照會の上熊野屋だけが認許されたと記してゐるところがある。尤も延寶三年八月の銅屋訴狀と同年度の銅貿易算用書によると熊野屋・福山屋と共に新規銅輸出を企て首尾よく目的を達したのは堺屋であるから、こゝに堺屋の代りに新庄が見えることは不審であるが、熊野屋と福山屋とが新庄と共に別に同年に二度訴願したとも考へられないから、この由緒書の記述は何等かの事情で堺屋を脫したか或は新庄と間違へたものではあるまいか。堺屋と新庄とが密接な關係あつたことは既述の延寶六年の道明寺屋に對する奉行の申渡しによつて知られる。由緒書には延寶六年の非認許

者の連名を北國屋・福山屋・雜喉屋・堺屋・因幡屋、道明寺屋としてこゝでは反對に新庄を脱し、父子で同家である道明寺屋と堺屋とを重出してゐる。かういふ點からも由緒書の記述の確實性が疑はれる。

⑭ 延寶五年の不正貿易者連名中に、前々年三年度の同類福山屋・道明寺屋の名があるに拘はらず、獨り熊野屋の名が見えないのは、見方によつては彼が既に認許されてゐた爲ではないかとも考へられなくもないが、貿易は名代所有者に限らずそれ以外の者でも一時他人の名代を借りて行ふことが出來、從つて又一つの名代の下に割り込むことも可能であつたから、熊野屋のやうに同族者に名代所有者がある場合は容易にそれが行ひ得たわけである。從つてこのことは熊野屋が既に名代を得てゐた證とはならない。結局延寶四年及び六年の銅屋訴狀及び由緒書にその名が見えないといふことが事を決定する。

⑮⑯ 銅異國賣覺帳、年々帳無番。

⑰ 「銅異國賣覺帳」の延寶四年辰二月附「去年於長崎銅賣申直段ならし覺」。

⑱ 年々帳無番、銅異國賣覺帳。

⑲ 泉屋理左衞門及び同吉十郎の場合は貞享五年の「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」の註記と住友良慶の「先祖開傳書」、其他は「銅吹屋仲間由緒書」。

七　銅座の設置及び廢止と銅貿易株

ところが、分銅屋が名代を得た翌年この銅貿易特許權にも非常事態が襲來した。幕府は元祿十年（西暦一六九七年）に決定した八百九十萬二千斤といふ銅輸出豫定額の集荷が爾後意外に思はしくなかつたところから、元祿十四年には銀座加役として、新たに大阪に銅座を設け、同地の銅吹屋を悉くその支配下に置いて直接長崎廻銅に當らしめることゝした。かくて銅の輸出は官營となり、民間

人による自由輸出は差止められたため、銅貿易の名代はこゝに自然消滅の形となり、唯從來の業者の中當時銅吹を兼業してゐたものだけが、小吹屋と共に銅座要用の異國向棹銅を製出することにより間接に銅貿易に關係するに過ぎないことゝなつたのである。

併し官營となつても、銅の集荷は豫期のやうな成績を擧げ得なかつたので、十餘年後の正德二年になると、幕府は銅座を廢止し、再び民間人に銅の輸出を委ねることゝした。それに就いて曾ての銅貿易家で銅座支配下の銅吹屋たる泉屋・大坂屋・大塚屋（他の銅吹屋は順次廢業）に舊貿易商のことを照會し、これによつて大阪在住の舊貿易商たる泉屋の二分家・銅屋・塚口屋及び大阪に店を持つ熊野屋の意向を徵したところ、彼等は古來の銅貿易業者復活の場合は之に加はりたい旨を望み出た。①併しどういふ譯か――恐らく彼等が久しく銅貿易の實務から離れてゐたのと、輸出銅の集荷が吹屋と不離の關係にあつた爲であらう――結局此等舊銅貿易家の復活を認めず、現在銅座の用達で輸出向棹銅の調製に當つてゐた大吹屋小吹屋十六軒に新たに大坂屋の別家一軒を加へ、十七軒の吹屋に全額五百萬斤の輸出を請負はしめた。そこで彼等は仲間を作り、銅の買入幷に吹方につき從來の實績によつて千丸割の法を定めたのである。その吹屋と千丸割とは次の通りである。

銅吹屋拾七人之名前

銅　九拾五丸　大坂長堀茂左衞門町　泉屋吉左衞門

同　九拾丸　同　西横堀炭屋町　大坂屋久左衞門

但此内五丸大坂屋三右衞門に分遣候故八拾五丸に割方相減ル

同　七拾三丸　同　瓦町壹丁目　大塚屋甚右衞門

同　七拾三丸　同　西横堀炭屋町　丸銅屋次郎兵衞

同　七拾三丸　同　道頓堀釜屋町　平野屋忠兵衞

同　七拾三丸　同　道頓堀新難波中之町　富屋藤助

同　七拾丸　同　斷　多田屋市郎兵衞

同　七拾丸　　同　道頓堀湊町　平野屋三右衛門

同　七拾丸　　右同斷同町　平野屋きん

同　五拾四丸　　紀州和歌山住宅大坂出店道頓堀新難波東之町　熊野屋彦大夫（マヽ）

同　四拾貳丸　　大坂道頓堀湊町　平野屋市郎兵衛

同　四拾丸　　同　道頓堀釜屋町　大坂屋又兵衛

同　三拾九丸　　同所新難波東ノ町　熊野屋徳兵衛

同　三拾九丸　　同所釜屋町　富屋伊兵衛

同斷同町

同　三拾三丸　　大坂屋三右衛門

大坂屋久左衛門ゟ五丸分遣候故三拾八丸ニ割方相増

同　三拾三丸　　同斷同町　　川崎屋平兵衛

同　三拾三丸　　同　道頓堀湊町　　吹屋次左衛門

かくしてこゝに再び民間の銅貿易商が始まつたのであるが、併しそれは以前とは色々の點で餘程趣を異にしてゐる。以前は銅貿易商は必ずしも銅吹屋に限らなかつたのに、今度はすべて銅吹屋であり、以前は大阪在住者を主としたとは言ひながら、尙それに限られなかつたのに、今度は大阪在住者に限られ、又以前は輸出量には最末期を除いて何等の統制もなかつたのに、今度は强い統制を受けることゝなり、全體的に餘程窮屈なものとなつた。かういふ點でこの銅貿易も元祿十四年の銅座設置によつて明確に前後に二分されるのである。

註

① 年々諸用留四番。

② 銅吹屋仲間由緒書。

八　結　語

之を要するに、寛永四年銅貿易が禁止され、十二年間の歎願運動によつて同十五年漸く免許再開されたといふ「銅吹屋仲間由緒書」や住友古記錄などの傳へるところは、他の多くの資料と矛盾するところがあつて、現在のところ之を認めることは出來ない。それよりも寧ろ禁止は寛永十四年で十年後の正保三年に解禁せられたとする方が妥當のやうである。それに又この解禁の際二十三人の名代(株)が設定されたと從來考へられたのは、延寶六年迄に銅貿易の公認を得たものが總計二十三人であつたことを考へ誤つたもので、寛永の銅貿易禁止の後解禁に際し認許を得た者は確實な泉屋一族の四人と大坂屋・平野屋の各一人を含み、その他は以後廢絶したものと思はれるが、その數は十人を餘り多く出なかつたのではないかと思はれる。

ところで、この最初の銅貿易禁止に方り、その解禁歎願に直接奔走したのは、泉屋兄弟三人と一族二人合せて五人の外には、他家僅かに二人で、歎願功を奏した時、兄弟三人が揃つて特許權を認許され、尙その外に少くも一族の内一人も認許を得たらしく、しかも他家二人は途中死亡してその家が滅んだといふから、當時の銅貿易界に於いて、泉屋が如何に優勢であつたかゞ窺はれ

るわけである。かくして銅貿易の特許制は早くも正保の頃に設定されたらしく、住友は既にこの時より優勢な地歩を占めたのである。

次いで寛文八年の禁止に際しても、先づ解禁歎願に當つたのは、泉屋三人と大坂屋及び堺・江戸の錢屋三人合せて七人で、しかも錢屋の三人は各別に特許權を有つてゐたのではなく、その中二人は手代であり、且つ錢屋そのものは未だ獨立營業ではなく、大坂屋と共同營業の形にあつたといふことから見ても、依然泉屋の主動的地位が認められよう。

さて寛文八年の貿易品の大制限が動因となつたらしく、其の直後より新規業者が相次いで認許され、五年後の寛文十二年には遂に十七人にも達した。そして同年には當局の指示によつて三人の轉業者を出したが、翌年と翌々年とに補充され、それと共に、この頃から業者は仲間を組織して、自己の權益擁護に努めるやうになり、こゝに自ら業者數の限定が強く意識され、その既得の特許權の完全な株化を蘊釀することゝなつたらしい。かくて更に延寶六年四月二十五日改めて十六の銅名代といふものが確認され、銅名代數の最後的決定を見たのであるが、この時泉屋は中絶名代の再興を願ひ出て認許され四名代を保有することゝなり、その結果名代所有者は大阪十人・紀州二人・京都・堺・豊後・長崎各一人で、大阪は絶對的優勢の地位を占めた。これは南蠻吹の

關係より銅吹屋が早くより大阪に限られ、吹屋の有力者が貿易を兼業したことから生じた自然の數である。しかもこの泉屋の再興名代の中絶は相當久しいものであつたに拘らず、これが特に認許されたといふことは、「數代之銅商賣人とて被仰付」とあるやうに、由緒あると共に實際また當時最も有力者であつたことによるものと考へられる。兎に角これで泉屋は全國で十六の銅名代中四つ即ち四分の一を有ち、又大阪の十に對しては實にその五分の二で、我が國銅貿易史上當初より如何に重要な存在を示しつゞけたかゞ窺はれるであらう。これ實に業祖理右衛門の南蠻吹傳習の偉功と子理兵衛友以・孫吉左衛門友信の積極策に基くところで、まことに故ありといふべきである。

しかし其後十年を經て事態は漸く變化を示し始めた。貞享二年に泉屋與九郎の名代が同理左衛門に、又翌々四年に泉屋平八の名代が同理右衛門に移つたことは一家或は同族内のことで姑く措くとして、翌元祿元年以後同十三年に至る間に、平野屋・丸銅屋・山形屋・泉屋(平兵衛)・塩屋の名代がそれぞれ大阪の塚口屋、京都の分銅屋(喜兵衛)、長崎の博多屋、堺の海部屋、京都の分銅屋(七兵衛)に移つた。由緒ある平野屋・泉屋の名代の讓渡と塚口屋・海部屋の再興は注目すべきであらう。その結果銅名代所有者の大阪と他國との割合は十と六より七と九とに逆轉し、大阪の力は

蹙まつた。しかも最有力者泉屋がこれと歩調を合せてゐるのも注目される。何故またかういふやうなことになつたか。殊に吉岡銅山が榮え、別子銅山が開坑早々隆盛の一途を辿つてゐる時どうして泉屋が一名代を手離すことゝなつたか。遺憾ながらその間のことはよくわからない。かくて元祿十四年銅座の設置によつて從來の銅貿易の名代は一旦廢棄され、正德二年再興を見たが、その間に泉屋の兩分家や銅屋（あかしねや）のやうな、銅吹兼業者も何時しか業を廢し、新顏は全然大阪在住人によつて占められたとは言へ、小吹屋が全面的に進出して、曾てとは著しく趣を異にしたものとなり了つたのである。

—終—

附

錄

銅貿易株關係資料

解　題

銅貿易株關係資料

延寶六年の銅貿易株限定關係

寛文八年（西暦一六六八年）以來貿易品が制限された狀態下にあつて、銅產額が漸增し銅貿易の有利な情勢が進むにつれ、この方面に新たな志望者が簇出し、その都度從來の特許業者より古來の由緒を申立て、その停止方を出願する有樣であつた。そこで當局も古來の銅貿易の經緯を詳査した上、延寶六年（西暦一六七八年）四月廿五日大坂町奉行所に關係者一同を呼び出し、北國屋・雜喉屋・道明寺屋・福山屋・因幡屋・新庄などの新規の營業を禁止し、改めて十六人の銅貿易株を確認した。一は「年々帳無番」所收の記錄で、泉屋平兵衞の株復活と當時銅貿易を禁止された人々の名が擧げられてゐる。二は「銅吹屋仲間由緒書」の中に記されたもので、銅貿易禁止を申渡された者のうち一と比較すると道明寺屋の名代堺屋三郎兵衞が揭げられ、新庄清右衞門を缺いてゐる。又二に認

許を受けたものを連ねてゐるが、そのうちの銅屋（あかしねや）は善兵衞、平野屋は清右衞門であるべきである。尙、卷頭挿繪參照。

銅屋由來口上書　附銅異國賣人數拾六人之年來之覺

この口上書は銅貿易業者發生以來貞享三年（西暦一六八六年）に至る間の諸例を擧げて銅貿易株が常に幕府の庇護のもとにあつた事情を述べてゐる。後の添書にもある如く、先に江戸長崎にて提出の同種箇條書に多少手を加へ、それに銅貿易業者十六人の名前とその來歷を添へて、貞享五年にその筋へ差出したといふのである。尤も逐條檢するにこの種口上書の性質上多少の潤色を免れず、例へば第六項中延寶元年（西暦一六七三年）の扱高五萬斤以上の銅輸出業者に對する輸入貨物の割當廢止の件などさうである。

又「銅異國賣人數拾六人之年來之覺」はその記述に相當信を置けるものを持つてゐ、泉屋理左衞門の同與九郎よりの株切替など注目すべきものがある。尙、卷頭挿繪參照。（年々帳無番・銅異國賣覺帳所收）

銅吹屋中より銅座へ差出したる誓詞

元祿十四年（西暦一七〇一年）始めて銅座設置の際、銅吹屋中より銅座の支配に遵ふ旨を誓約したものである。（銅座公用留所收）

正徳二年の銅吹屋拾七人

元祿十四年以來銅座の手で行はれた銅貿易は所期の成績を擧げ得なかつたので、正徳二年（西暦一七一二年）再び民間業者に移された。今回はそれまで銅座用達であつた銅吹屋十六軒と新たに大坂屋の別家一軒を加へ十七軒が全額五百萬斤の輸出を請負ふことになつた。そこで彼等業者は仲間を作り、銅の買入幷に吹方につき從來の實績により、千丸割の法を定めた。尙、本文中熊野屋彦太夫の註記熊野屋彦三郎に「古來銅屋」とあるは「古來銅吹屋」とすべき所である。（銅吹屋仲間由緒書・大坂銅吹屋諸支書物扣寫所收）

銅屋共家業相勤候年數の覺

正徳四年幕府の貨幣改鑄の際、銅吹屋仲間より提出した由緒書である。大吹屋連名の後の但書に延寶五年に銅貿易株が十六に限定されたやうに述べてゐるが、これは正しくない。(年々諸用留二番所收)

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・略字・俗字・假名遣等は成る可く舊に依つた。又場合により側傍に（　）を附して適宜註記を加へることゝした。

銅貿易株關係資料

延寶六年の銅貿易株限定關係

一

延宝六戊午年

一 泉屋平兵衛殿銅商賣訴訟相叶申候

此節石丸石見守様ゟ銅商賣御留被成候人數

一 北國屋ハ明所無之故不被仰付候由治右衛門申上候ハ以來明所御座候時分御訴訟可仕哉と貨物御役人へ窺被申候へハ其儀ハ何共不被仰出候由寺西文左衛門殿被仰候

一 さこや儀御取上ケ不被成候

一 道明寺屋ハ堺屋三郎兵衛と子息ノ名ニ仕度訴訟候へ共不被仰付猶又新庄清右衛門へも銅賣申間敷由被仰付候

一 福山屋儀ハ去年ハ銅差下候へ共不沙汰成儀有之向後御とめ被成候

一 因幡屋ハ御取上ケ不被成候

一 清右衛門儀ハ罷出不申候

北國屋次右衛門
さこや六右衛門
道明寺や吉左衛門
福山や次郎右衛門
因幡や清左衛門
新庄清右衛門

右之內北國や治右衞門福山や二郎右衞門兩人儀從石見守樣御江戶へ御窺被成候處ニ古來ゟ大坂之御定次第ニ被成候樣ニと被仰遣候由御申渡し被成新規故六人御指留被成候此儀南北惣會所帳ニ斷有之候

二

一延寶五丁巳年新規ニ異國ニ銅賣渡候者有之由達　御聽江戶大坂長崎ニ而古來ゟ銅商賣之樣子御詮儀之上延寶六戊午年四月廿五日大坂御番所石丸石見守樣ニ銅屋中井福山屋次郎右衞門雜喉屋六右衞門堺屋三郎兵衞因幡屋清左衞門道明寺屋吉左衞門被召出近年密〻ニ長崎ニ銅差下シ新規ニ異國ニ賣渡候儀不屆ニ思召候急度可被仰付候得共此度者御差救被成候向後銅商賣御差止メ被成候旨被仰渡候北國屋次右衞門儀異國賣銅商賣之儀願候得共不屆之儀共有之上新規ニ者御取上無之段被仰渡候尤此節古來銅屋人數御改被成彌拾六人ニ相定候事

泉屋吉左衞門
大坂屋久左衞門
大塚屋甚右衞門
丸銅屋仁兵衞

泉屋平兵衛
泉屋與九郎
泉屋平八
塩屋八兵衛
銅屋善三郎
平野屋平兵衛
熊野屋彦三郎
同　彦太郎
山形屋彌右衛門
錢屋作右衛門
刀屋八郎兵衛
增田屋傳兵衛

銅屋由來口上書　附　銅異國賣人數拾六人之年來之覺

乍恐口上

私共ハ京大坂堺紀州豊後ニ渡世仕古來ゟ異國人に銅賣來り申者共ニ而御座候然者以前御江戸大坂長崎ニ而度々御詮儀被爲成候上新規之者共へハ不被爲　仰付候趣乍恐ケ條書以言上仕候御事

一異國人平戸に入船之時節ゟ先祖之者共銅商賣仕來申所ニ先年異國人へ銅賣渡申儀御停止ニ被爲仰付先祖之者共十二ヶ年御江戸ニ相詰御訴訟申上御赦免被成候處ニ永々中絶仕諸國銅御山共悉ク不作仕銅掘銅細工人絶果數十年之間ハ近年之三ヶ一ならて銅出不申近年諸國山々に大分入銀仕銅掘細工人を仕立其上數年之功者を以銅大分山出仕候

一寛文八申ノ年も異國へ銅賣渡し申事御停止ニ被爲仰付私共御江戸に相詰御訴訟申上候處ニ異國本朝立合場ニ而候條猥敷商賣無之樣ニ仕所持之銅賣渡し可申由於御評諚所ニ五月六日ニ被爲仰付候

一右同年ニ御江戸之町人坂倉九郎次鍛冶三大夫村治七兵衛石屋久三郎表や喜右衛門長崎之町人葉屋善左衛門以上七人銅所持仕候由申上候へハ其年古來銅や私共同前ニ蒙御赦免賣渡し申候

一寛文九酉ノ年右七人之者共と古來銅や共と御評諚所に罷出候處ニ殊外御詮儀之上右七人ハ新規之儀ニ候間向後異國人に銅賣渡し申儀堅ク無用可仕旨被爲仰渡私共儀者永〻迄願上候處ニ無相違異國人に銅賣渡し申樣ニ被爲仰付候事

一寛文十二子ノ年御江戸町年寄衆異國に銅商賣仕度旨被願上候所ニ新規之企ニ候間賣渡し申儀難成由被爲仰付砂糖御貨物之內ゟ御金被致拜領候由奉承知仕候

一右同年於長崎御貨物初り銅や共へ銀高三百三拾貳貫貳百匁之御貨物拜領仕難在奉存候處ニ翌年丑年於長崎御奉行岡野孫九郎樣牛込忠左衞門樣銅商賣仕度者ハ貨物差上ケ又貨物拜領仕度者ハ銅商賣相止可申旨被爲仰渡候銅や共儀者先祖ゟ仕來候家業ニはなれ申儀難義ニ奉存乍迷惑大分之御貨物差上ケ永〻之銅商賣相續仕候此時京布袋屋加兵衞堺帶や六兵衞同糸や次兵衞此三人ハ銅商賣相止御貨物拜領仕候

一右同年異國代物日本商人に買取又日本ゟ異國へ賣渡し申代物代銀小判六拾八匁かへニ取やり仕其直違銀を拜領仕度由御江戸町年寄衆兩年之內御訴訟被申上可被仰付筈ニ御座候處左樣ニ候而ハ畢竟異國人勝手ニ罷成日本ゟ諸色賣渡し申小判直違ニ而商人身躰つふれ日本之金銀大分異國へ渡り申儀長崎御奉行樣に私共ゟ目祿(ママ)訴狀差上申處ニ被爲聞召分其年小判之相場五拾七匁かへ

御公儀様に被召上阿蘭陀人に六拾八匁かへ＝御渡し此直違余慶銀を以五ヶ一御銅幷諸商人ゟ諸色異國人に賣渡し申小判直違之損銀無御相違于今拜領仕候

一延宝二寅年於御江戸縣宗知足尾荒銅御直段金壹兩＝付拾貫匁かへ＝仕壹ヶ年＝御銅拾万貫匁宛毎年拜借仕拂上ヶ翌年＝御金上納可仕候然ハ大分之御奉公＝御座候間其代り＝異國人に賣渡申銅壹手＝被爲仰付賣口錢申受度由被申上翌年宗知願之通＝被爲仰付銅屋共奉驚早速御江戸へ罷下御訴訟申上候へハ諸國銅山士幷銅や細工人迄數十万人痛申由被爲聞召分宗知願を御差止御銅十万貫匁宛之筈＝御座候得共私共へハ御不便御加へ右御直段＝而壹ヶ年＝御銅五万貫匁宛拂上ヶ申様＝被爲仰付御銅大坂に積上セ異國向＝吹直し賣渡申處代金貳千九百四兩＝罷成殘而貳千九拾六兩余損金御座候を私共ゟ相弁御金五千兩之都合差上申候

一延宝四辰ノ年二月十八日御勘定所様に私共被召出御銅拂上ヶ申五千兩之御金無異儀上納仕大分損金出し候由被聞召分向後御銅毎年拂上ヶ申義御赦免被爲成候旨被仰渡候

一延宝二寅年堺海部屋平右衛門粋（くけ）や長右衛門大坂塚口や長左衛門濱田や吉兵衛此四人ハ御公儀様御銅毎年拂上ヶ損金大分銅や中ゟ相弁其上度〻御江戸に罷下申儀迷惑＝存候間向後銅商賣止メ可申由ヲ申同年八月廿五日＝於長崎に御奉行様へ双方罷出右之段御斷申上證文仕のき申候御江

戸ニ而も御勘定所様ニ私共ゟ右之様子申上置候事

一延宝三卯年於大坂岡野孫九郎様御意被成候者來辰年ゟ商賣人ゟ異國へ賣高之内御公儀様御銅五ケ一宛御拂可被成間銅商賣人共之かまいニ不罷成候哉と御老中様ゟ被仰下候銅や共勝手之痛ニ不罷成候ハ、(脱カ)御銅五ケ一宛御拂被成候様ニ可仕旨被仰渡候ニ付銅や共申上候ハ御公儀様御銅之儀ニ御座候へハ銅や共ゟ賣渡申處御留御銅不殘御拂被爲成候とても可仕様も無御座候處五ケ一宛と被仰渡候儀難在奉存候由申上候因慈(茲カ)辰ノ年ゟ五ケ一宛御拂被爲成候右御銅代金も泉屋吉左衞門大坂屋久左衞門長崎ニ而受取御江戸ニ御上納仕候様ニ被爲仰付家質差上ケ置毎年無遲滯御上納仕來候事

一延宝五巳年大坂北國屋次右衞門其外異國向銅之商賣仕候所御江戸大坂長崎ニ而古來ゟ之段〻御詮儀被爲成候上翌午ノ年四月廿五日於大坂石丸石見守様ニ惣銅屋共被召出北國や次右衞門儀者不屆成事共多〻在之候条不及申さこや六右衞門道明寺や吉左衞門福山や次郎右衞門因幡や清左衞門新庄清右衞門右六人之者共ハ新規之者ニ候間異國へ向後銅賣渡候儀無用ニ可仕由被爲仰付其節大坂南北惣年寄中ニも被仰渡候事

一貞享二丑年長崎之町人山口次左衞門大坂ニ而銅買銅長崎へ差下し異國人ニ賣渡し可申才覺仕候

ニ付長崎御奉行様へ私共ゟ言上仕候處ニ右次左衛門儀者新規之企ニ候条所持之銅異國人に賣渡し候儀無用ニ可仕旨同年九月十七日於長崎兩御奉行様ゟ御意之趣町年寄高嶋四郎兵衛ゟ次左衛門并私共へ被申渡候事

一右同年於長崎御江戸町人泉屋宗壽并長崎之町人松浦平八右貳人も異國向へ銅賣申度由御訴訟申上候得共是又新規之企ニ候故御差留被爲成候趣高嶋四郎兵衛ゟ右三人（二人カ）私共に被申渡候

右言上仕候通私共儀數代商賣仕來り數万人之者共ヲはこくミ申御事ニ御座候故御停止ニ被爲　仰付候節も家職ニはなれ數万人及餓命可申儀迷惑仕先祖之者共以來度〻御當地ニ相詰御訴訟奉申上候處御不便ニ被爲　思召上蒙御赦免其上御江戸大坂長崎ニ而度〻御詮儀被爲成候上新規之者共にハ不被爲　仰付數人御除被爲成下私共無恙家業相續仕異國人に銅賣渡し數十万人渡世仕來り乍恐御慈悲難有奉存候以上

貞享三年寅十二月

諸國　銅屋　共

右者江戸長崎ニ而書上申ケ条書并文言少致拔指諸國銅屋中拾六人并拾六人之年來共ニ

書加貞享五辰五月ニ山縣幸右衞門殿に進し申候以上

銅異國賣人數拾六人之年來之覺

一與九郎へ預ケ置申銅名代吉左衞門悴理左衞門と切替申度旨貞享貳丑七月廿六日ニ藤堂伊與守様へ願上候へハ御取込にて翌廿七日ニ罷出候へハ銅屋之義古ゟ之様子御聞合可被仰付由ニ而罷歸候扨御與力衆御吟味被仰付候上小西與三右衞門殿安井九兵衞殿被召出御聞屆之上同廿九日ニ理左衞門へ御切替被下勝手次第長崎へ下り銅商賣仕候様ニと被仰付候其節與九郎江戸ニ罷有候ニ付市兵衞ニ手形被仰付同文言ニ而貳通御取一通ハ永代箱へ御入置被成候由被仰又一通ハ吉左衞門方へ御渡シ被下候

平戸に唐人阿蘭陀入船之時ゟ

泉屋吉左衞門

同弟　理左衞門

右同斷

是ハ先吉左衞門弟平兵衞悴ニ而吉左衞門名代之內貞享四卯年ゟ遣し申候

同從弟　吉十郎

是ハ吉左衞門先祖ゟ銅名代四つ御座候處ニ壹つハ中絶仕候ニ付延宝六午ノ年四月廿五日於御公儀色々御鑒穿之上數代之銅商賣人とて被仰付

同伯父　平兵衞

大坂拾人

是ハ寛永八九年之時分ゟ銅商賣ニ取付

大坂屋久左衛門

右同斷

寛文八九年之時分ゟ銅商賣初ル

平野や清右衛門

寛文十貳年子ノ年ゟ銅長崎へ下ス

塩屋八兵衛

延宝元丑ノ年ゟ初テ長崎德岡與次兵衛方へ送り荷致延宝六午ノ年ゟ自分之名代ニ罷成

銅屋善兵衛

延宝二寅ノ年初テ長崎松浦平八方へ送り荷致延宝六午ノ年ゟ自分之名代ニ罷成

大塚や甚右衛門

丸銅や仁兵衛

京壹人

寛文九酉ノ年ゟ初ル

山形や彌右衛門

泉州堺壹人

是ハ承應元辰ノ年時分ゟ大坂や久左衛門と中間ニ仕延宝四辰ノ年ゟ久左衛門作右衛門仕分兩人共ニ自分ニ罷成

錢や作右衛門

紀州貳人

延宝元丑ノ年ゟ初而銅商賣仕候

熊野や彦太郎

右同斷

寛文九酉ノ年ゟ初ル

延宝四辰ノ年ゟ賣問や仕候

同　彦三郎

豊後壹人　　增田や傳兵衛

長崎壹人　　刀屋八郎兵衛

如此貞享五辰五月ニ山縣幸右衛門殿へ書進申扣

銅吹屋中より銅座へ差出したる誓詞

一三月十一日銅吹屋中朝六つ銅座へ出ル誓詞文言之事

起請文前書

一今度銅座之義銀座御加役被仰蒙則銅吹屋共各可爲御支配之旨承知仕候向後銅座御指圖少も違背不仕惣而御尋之義御座候者無隱可申達候對銅座御後闇義相企申間敷事

一於問屋荒銅買可申節者御斷申銅座御吟味を請可申候銅之員數御帳面ニ相記印形可仕事

一私共手前へ從銅山直ニ到着之筋御座候者是又可申達候

一右吹貫銅員數之義無相違書付御注進可申事

附銅ゟしぼり出候灰吹銀員數も有躰ニ可申達候

一吹立候銅賣出候義御指圖請可申候尤長崎へ被指廻候御用銅之義從銅座御申付次第相仕立銅座へ賣渡し可申事

但賣渡銅代銀ハ元直段之外利潤可被下候旨御申渡候趣承知仕候

一銅代銀相場ハ時〻之樣子ニ應嚴蜜(マヽ)相定可申候吹屋中間申合理不盡ニ高直ニ仕間敷候若又各別

之首尾有之候者銅座へ伺之御指圖請可申事

一銅座へ相達不申於他國新規出店相構銅自由指越申間敷候只今迄有來候出店之義ハ書付可申出候事

右之条〻雖爲一事於致違犯ハ

牛王

梵天帝釋四大天王惣而日本國中六十餘州大小神祇(ママ)殊伊豆箱根兩所權現三嶋大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請文如件

元祿十四年辛巳三月十一日

泉屋吉左衛門　血判書判
大塚屋甚右衛門　〃
大坂屋久左衛門　〃
泉屋利右衛門　〃
熊野屋彦太郎　無判
平野屋三右衛門　血判書判
丸銅屋二郎兵衛　〃

銅座御年寄

小南理兵衛殿
岸部次郎右衛門殿
日比五郎左衛門殿
中村九郎左(右)衛門殿

平野屋八十郎　血判書判
多田屋市郎兵衛　〃
山田屋新右衛門　〃
銅屋半左衛門　〃
平野屋忠兵衛　〃
平野屋小左衛門　〃
川崎屋市之丞　〃
吹屋次郎兵衛　〃
博多屋治兵衛　〃
錢屋與兵衛　〃
河内屋喜右衛門　〃

九郎右衛門殿口上ニ此間ハふせう□(つくカ)ノ義申達候處早速得心之上證文相濟大慶之由

吉左衛門病氣ニ付連座ニ而無之無判

熊野や彦太郎他參ニ付德兵衛別起請文取被申候重而彦太郎直印連判可仕趣

此方代五兵衞參候處長井藤右衞門殿被申候ハ其方へ判形見屆ニ可參間左樣心得申樣ニと被申候

正徳二年の銅吹屋拾七人

正徳二年辰六月六日　　銅吹屋拾七人

一古來銅屋人數之内寛文十二子年ゟ元錄(マヽ)十四巳年ニ至六ヶ所ニ而拾九人銅商賣相止メ當時泉屋吉左衞門大坂屋久左衞門大塚屋甚右衞門熊野屋彦(マヽ)大夫而已古來ゟ之銅商賣致相續候然ル處此度長嵜廻銅大吹屋小吹屋一躰ニ御請員被仰付候ニ付自是銅吹屋仲間拾七人ニ相定候但此節銅買入幷吹方之手廻シ甲乙有之候ニ付千丸割法を立年分御用高致配當吹方相勤申候尤右之段御屆申上置候

銅吹屋拾七人之名前

銅　九拾五丸　　大坂長堀茂左衞門町　古來銅吹屋　泉屋吉左衞門

同西横堀炭屋町　古來銅吹屋

同　九拾丸　大坂屋久左衛門

但此内五丸大坂屋三右衛門に分遣候故八拾五丸ニ割方相減ル

同瓦町壹丁目
古來銅吹屋

同　七拾三丸　大塚屋甚右衛門

同西横堀炭屋町古來銅吹屋
丸銅屋仁兵衛弟正保元年申十一月ゟ日本
用銅小吹屋

同　七拾三丸　丸銅屋次郎兵衛

同道頓堀釜屋町万治三年子年ゟ日本用銅
小吹屋但今橋平の屋利兵衛ゟ出ル

同　七拾三丸　平野屋忠兵衛

同道頓堀新難波中之町元(マヽ)錄十四巳年ゟ日
本用銅小吹屋
但銀座長尾七郎右衛門親類之由

同　七拾三丸　冨屋藤助

同斷寛文五巳年ゟ同斷
但奥州南部中村之産ニ而多田銀山ゟ出ル

同　七拾丸　多田屋市郎兵衛

同　七拾丸

同道頓堀湊町寛文十二子年ゟ同斷
但和州十市郡之産ニ而古來銅吹屋平野
屋清右衛門ゟ出ル

同　七拾丸　　平野屋三右衛門

右同斷同町元錄(ママ)五申年ゟ同斷
但同國同郡平野屋三右衛門親類

同　五拾四丸　　平野屋きん

紀州和歌山住宅大坂出店道頓堀新難波東
之町承應年中ゟ銅吹屋
但古來銅屋熊野屋彦太郎同家延寶三卯
年ゟ異國賣銅屋株立

同　四拾貳丸　　熊野屋彦大(ママ)夫

大坂道頓堀湊町元錄(ママ)九子年ゟ日本用銅小
吹屋和州十市郡平野屋三右衛門親類

同　四拾丸　　平野屋市郎兵衛

同道頓堀釜屋町寶永四亥年ゟ同斷
但大坂屋久左衛門別家

同　三拾九丸　　大坂屋又兵衛

同所新難波東ノ町元錄(ママ)十四巳年ゟ同斷
但熊の屋彦大夫(ママ)別家

熊野屋德兵衛

同所釜屋町正德元卯年ゟ同斷
但冨屋藤助別家　冨屋伊兵衛

同　三拾九丸

同斷同町正德二辰年ゟ同斷
但大坂屋久左衛門別家　大坂屋三右衛門

同　三拾三丸

但大坂屋久左衛門ゟ五丸分遣候故三拾八丸ニ割方相增

同斷同町延寶四辰年ゟ同斷
但川嵜屋茂兵衛吹商賣を讓受元錄之末寶永年中ゟ吹方致候依之最初ゟ之年數を以如斯　川嵜屋平兵衛

同　三拾三丸

同道頓堀湊町正德元卯年ゟ同斷
但古來銅吹屋平の屋清右衛門手代小左衛門弟ニ而元錄七戌年湊町新庄屋清右衛門致家守次郎兵衛と申候清右衛門者紀州熊の銅山相稼候故右住所ニ吹庭を立足減之試吹致吹屋へ拂來候處清右衛門紀州へ引越則次郎兵衛町向相勤居申候其後次左衛門と改吹商賣取懸り正德元年卯十一月右屋敷買得候ニ付如此　吹屋次左衛門

同　三拾三丸

銅屋共家業相勤候年數の覺

銅屋共家業相勤候年數之覺

泉屋吉左衞門

先祖京都五条ニ而銅商賣仕初候此年數百三拾年ニも罷成候由
其後御當地へ罷下り異國渡り之銅ふきや商賣仕候ハ凡九拾年
余ニ及申候

大坂屋久左衞門

先祖ゟ銅商賣仕宝(寛カ)永拾五刁之年異國渡り之銅御免許其節ゟ異
國渡り之銅吹屋商賣仕來候凡八拾年余ニ罷成候

大塚屋甚右衞門

先祖ゟ銅吹屋仕異國渡り之銅商賣仕候年數凡八拾年余ニ罷成
申候

但此三人之者とも大吹屋と唱申候儀者自分ニ所〻銅山持
其上延宝五巳年於御當地異國向銅商賣仕候人數ハ拾六人
御極被成候內拾人ハ大坂株之銅屋ニ而御座候處七人ハ唯
今銅吹や不仕殘而吉左衞門久左衞門甚右衞門三人ニ而御
座候ニ付大吹屋と唱申候

丸銅屋治郎兵衞

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄八拾年余ニ罷成候

平野屋忠兵衞

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄五拾五年ニ罷成申候

多田屋市郎兵衞

先祖ハ多田銀山ニ而九拾年以前ゟ銅吹商賣仕御當地ニ引越銅
吹屋仕候ハ五拾年ニ罷成候

熊野屋彦太夫

先祖ゟ紀孖ニ而銅吹商賣仕於御當地ハ六拾年銅吹屋仕候彦太
夫儀ハ紀孖和哥山住居仕候　平野屋三右衛門

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄四拾三年ニ罷成候　川崎屋平兵衛

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄三拾九年ニ罷成候　平野屋吟

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄貳拾三年ニ罷成候　吹屋治左衛門

先祖ゟ銅吹屋仕今年迄貳拾壹年ニ罷成候　冨屋九郎左衛門

拾四年以前ゟ銅吹屋仕候

拾壹年以前ゟ銅吹屋仕候　平野屋市郎兵衛

熊野屋德兵衛

拾三年以前ゟ銅吹屋仕候此者之儀者熊野や彦太夫家來筋ニ而
御座候

大坂屋亦兵衛

八年以前より銅吹屋仕候此者之儀者大坂や久左衛門家來筋ニ
而御座候

大坂屋三右衛門

三年以前より銅吹屋仕候此者之儀者大坂や久左衛門家來筋ニ
而御座候

冨屋伊兵衛

四年以前より銅吹屋仕候此者之義者冨屋九郎左衛門家來筋ニ
而候

但此拾四人ハ小吹屋と唱申候

右之通御座候以上

後　記

本輯より近世前期の住友に就いての各論に入り、先づ銅貿易株の成立事情並びに變遷過程と住友との關係を採り上げた。今まで銅貿易に關する初期の資料が少く、從來これについて委しく述べたものが殆んどなかつた。この點本論及び次輯「近世前期に於ける銅貿易と住友」等の諸論は此の期銅貿易に關して新たな問題を呈するものであらう。尚、本論以降又引き續き故向井芳彦氏の遺稿による。

本輯についても京都大學教授小葉田博士の行き屆いた御指導と御校閲とを賜はつた。

昭和三十一年初冬

修史室

昭和三十一年初冬　初版発行
昭和五十八年二月二十日　初版第二刷発行

658 神戸市東灘区住吉町反高林一八七六ノ一
編纂発行　住友修史室

601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷　河北印刷株式会社